

## 第3回定例会会議録

令和3年 9月29日（水）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和3年第3回御代田町議会定例会を開会します。

本定例会は、議案書及び資料の閲覧検索のため、会議規則第103条の規定により、タブレットの持ち込みを許可します。

また、本日暑くなる可能性が予想されますので、随時上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） 書類番号1をお願いします。

諸般の報告

令和3年9月29日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案19件、報告2件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、黒岩 旭議員他8名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから21ページは、監査委員の例月現金出納検査及び定期監査報告

書ですので、後ほどご覧ください。

22 ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

9月21日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和3年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は議案19件、報告2件の計21件であります。一般質問の通告者は9名であります。

これにより、会期は本日より10月14日までの16日間とすることに決定しました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、23ページをご覧ください。

令和3年第3回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1 日	9 月 2 9 日	水曜日	午前 1 0 時	開会	
					諸般の報告
					会期の決定
					会議録署名議員の指名
					町長招集の挨拶
					議案上程、議案に対する質疑
					議案の委員会付託
第 2 日	9 月 3 0 日	木曜日			議案調査

第 3 日	1 0 月	1 日	金曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 4 日	1 0 月	2 日	土曜日		議案調査
第 5 日	1 0 月	3 日	日曜日		議案調査
第 6 日	1 0 月	4 日	月曜日		議案調査
第 7 日	1 0 月	5 日	火曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 8 日	1 0 月	6 日	水曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 9 日	1 0 月	7 日	木曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 0 日	1 0 月	8 日	金曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 1 1 日	1 0 月	9 日	土曜日		休会
第 1 2 日	1 0 月	1 0 日	日曜日		休会
第 1 3 日	1 0 月	1 1 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 1 4 日	1 0 月	1 2 日	火曜日		休会
第 1 5 日	1 0 月	1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 6 日	1 0 月	1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	委員長報告
					質疑・討論・採決
					閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

24 ページをご覧ください。

#### 常任委員会開催日程

##### 総務福祉文教常任委員会

1 0 月 6 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

1 0 月 7 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

##### 町民建設経済常任委員会

1 0 月 1 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

1 0 月 5 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

##### 全員協議会開催日程

1 0 月 1 3 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1 ・ 2

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より

10月14日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より10月14日までの16日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長(五味高明君) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

3番 森泉謙夫議員

4番 黒岩 旭議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長(五味高明君) 日程第4 町長より議会招集の挨拶をお願いします。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 議員の皆様のおかれましては、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和3年第3回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

ついちょっと前に担当から報告がありまして、御代田町の年度に入ってからふるさと納税の金額、速報値ではありますが、1億円に到達したと、4月からですね、なっております。昨年がたしか1億円に到達したのが11月の末ごろだったと思います。ここから伸びるという時期なんですけれども、その伸びる前の時期で1億円確保させていただきました。昨年は年度1年間で2億3,000万円ほどだったと記憶していますけれども、それを狙いながら、今、毎日いろんな活動を通して寄附を集めさせていただいているという状況でございます。

議員の皆さん、もうご覧になったかなと思いますけれども、私ども、こういうみよたんクエストというサイトを昨年からやっております、ロールプレイングゲームを楽しんでいただくように、ふるさと納税をしていただくというような内容にな

っているところでございます。

これまで11のプロジェクトを提案していますけれども、そのうち、8つのプロジェクトについては既にお金が集まっている状態、8月上旬にスタート以来、もう既に8のプロジェクトはお金を全ていただきまして、実行できる状態になっているということでございます。現在はレベル9ということで、歩行者の安心安全グリーンベルト設置事業というようなことございまして、町内で三千数百mのグリーンベルトをつくり、お子さん方の通学、また、帰宅時の安全を確保していくと、そういったことで事業を行わせていただきたいということで、必要な寄附金額が4,220万円ということで、かなり大きい金額ですけれども、今のペースであれば十分に集まってくるのかなと思っております。町外の皆さんに議員の皆様、また町民の皆様接する機会がありましたら、ぜひこういったことでふるさと納税をお願いしたいと一声おかけいただけるとありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

さて、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について、まずご報告させていただきます。

デルタ株の急速な拡大と、夏休みの全国的な人の移動により、新規陽性者が爆発的に増加し、医療提供体制に大きな負荷がかかっていました、第5波でございますけれども、ようやくピーク時を大きく下回る状況になってきております。

町内医療機関の先生方にご協力いただきまして、4月28日から75歳以上を対象に開始したワクチン接種事業につきましては、対象年齢を段階的に引き下げ、現在は接種可能とされている、12歳以上の皆様全てを対象としているところでございます。

接種状況を管理する国のVRSの集計では、9月22日現在となりますけれども、対象者1万4,447名中、1回目の接種が済んだ方が1万1,711名、これは接種率にしますと81.1%であります。このうち、2回目まで完了した方が1万756名、接種率は74.5%まで上がってきております。

接種はあくまでも任意であり、強制ではございませんけれども、接種を希望しているが、まだできていないという町民の皆様が少しでも早く接種ができるようになるため、未接種の方に対しては9月中旬に個別通知を発送しておりまして、日程や予約方法を改めてご案内させていただきました。

接種事業も、私どもの認識としては終盤となってきたということでございますけれども、一方で3回目の接種が行われるということも決まってきたところでございます。国の指導の下ですけれども、引き続き接種機会を提供してまいりたいと考えてございます。

続きまして、武雄市豪雨災害支援についてでございます。

ご案内かどうか分かりませんが、武雄市というのは佐賀県にある町でありまして、カルチュア・コンビニエンス・クラブに指定管理しました、いわゆるT S U T A Y A図書館と呼ばれる図書館がある町として知られております。

御代田町は、これまで武雄市から政策上のアドバイスを随時いただいておりますが、新型コロナウイルス感染症に関連した経済対策として、皆さんご案内かと思いますが、「みよたんのお持ち帰り割引大作戦！」というのがありますね。テイクアウトもしくはデリバリーの方に3割の割引をし、その金額を町のほうで後ほど補填するというものでございますけれども、この割引大作戦の実施にこぎ着けるには、武雄市からのアドバイスというのが、実は大きかったわけでありまして。

その武雄市が、本年8月13日から17日の大雨により、床上1,273棟、床下390棟、合計1,663棟が浸水する甚大な被害を受けたところです。

こういった事態を受け、御代田町は8月17日、まずはふるさと納税の受付を代理する代理受付という制度を利用しまして、間接的に復旧の支援を始めました。これは、武雄市への災害復旧寄附を御代田町が受け付け、寄附受領に際しての事務を代わりに担うというものであります。

現在、武雄市では復旧に向けた取組を進めており、ふるさと納税に関わる事務を少しでもこちらの努力で減らしてあげることによりまして、復旧作業に集中してもらおうという取組であります。

昨日夕刻見たところ、27件、計33万9,000円の寄附が集まっているところであります。これは引き続き行ってまいります。

続いて、武雄市の小松政市長から市の社会福祉協議会のボランティアセンター立ち上げに向けた支援の要請がありました。町社会福祉協議会、町社協と相談した上で社協職員2名の派遣が決まり、8月22日から30日の9日間、実働7日間でありましたが、その間派遣いたしました。派遣してもらったと言ったほうがいいですね。

この派遣は、町社協側にも大きなメリットがあるわけであります。本年4月、町社協はボランティア地域活動センターを開設し、他地域で災害が起きた場合は復旧支援を行うことを事業計画に盛り込んでいるところであります。これは、御代田町でいつ災害が起きても、速やかに災害ボランティアセンターが開設でき、経験豊富なスタッフによりスムーズに多数のボランティアを受け入れられるようにするためであります。

武雄市の現場では、社協職員2名が主に被災者のニーズ調査に従事しました。近年災害現場では被災者の方が実際に何をしてもらいたいかを聞き取るニーズ調査の重要性が認識されるようになってきております。

このほか、復旧資材や食料の確保、被災者のニーズとボランティアのマッチング、被災者への傾聴をはじめとする心のケアなど、災害ボランティアセンター運営の骨格をなす諸業務のノウハウも学んできており、不幸にして当町で災害が起こってしまった場合には、必ず役に立つ実践的な体験を積んでもらいました。

今後も継続的に災害対応、災害ボランティアセンター運営の実地経験を積み重ね、災害に強い御代田町をつくり上げることが、町長としての責務と考えております。後年には、災害に強い御代田町の歴史は令和のあの時代に始まったと、後生の人々に語り継がれるような、そういった施策を継続して遂行してまいります。議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、保育所等整備交付金についてであります。

一般社団法人聖歩と株式会社アンジュールによる、ゼロ歳児から2歳児の未満児を対象とした小規模保育事業所2園が、来年4月の開設に向けて準備を進めております。9月上旬にそれぞれ地鎮祭を行い、これまでに着工したと伺っております。

当町の未満児保育の状況であります。平成29年度から毎年増加しております。私立保育園では定員を超過して受け入れていること、この定員超過というのは別に2割までは問題がないわけですけれども、それにしても定員を超過して受け入れていること、また、町全体での受け入れ人数はほぼ上限に達しているということでもあります。したがって、預けたいお子さんが今増えている状況でほぼ上限に達しているというわけですから、今後待機児童が発生する可能性が十分にある状態となっているところであります。

未満児の園児数ですが、5年前の平成28年度で117人でありましたけれども、

本年度の最終見込みは165人、48人増加、割合にして4割ちょっと増加しているということになります。

この間、たんぼぼ保育園の増築や小規模保育事業所おひさまの開設はありましたが、なお利用の増加は続いており、また預け入れに対する問い合わせも多数寄せられている状況から、今後の受入れが喫緊の課題となっております。

そんな折、町内に小規模保育事業所を建設したいというお二方、これは別のお二方ですけれども、からそれぞれお申し出がありまして、内部での検討作業やお二方との協議を重ね、当町の課題解決のためには2園とも建設することが必要との判断から、意向を受ける形で建設を促進するよう要請した経過がございます。

これに関しては、子ども子育てに関する新しい会議体を設置しまして、そちらでも定員の妥当性について、ご協議いただいたところでもあります。

今回の一般会計補正予算では、小規模保育事業所の建設に対する補助金として、2園あわせて6,153万円を計上しております。また、この補助金の財源である国庫補助金の保育所等整備交付金5,470万円は、通常2分の1の補助率であります。保育需要の増大が見込まれる市町村については、補助率が3分の2に引き上げられる交付金となっております。当町もこれに該当しておりますので、いろいろ折衝をいたしまして、8月にこの有利な補助率による交付金の内示を受けたところであります。

また、国庫補助金とは別に、長野県単独の小規模保育事業所の建設に対する補助制度があります。補助率は基本額の8分の1以内ですが、1園当たりの上限が400万円ですので、補正予算では2園あわせて800万円を歳入歳出それぞれ計上しているところでございます。

今後も未満児保育の需要は増加することが見込まれるため、その需要をしっかりと見極めながら、子育て支援の大きな一助となるように適切に対処してまいります。

続きまして、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業についてであります。

本定例会で予算審議をお願いする農業振興費2,371万円の増額補正について申し上げます。

これは、国の産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地農業において中心的な役割を果たす農業団体等による基幹施設の導入を支援する強い農業担い手づくり総合支援交付金を活用し、佐久浅間農業協同組合の野菜加工施設再編計画に基

づき実施する事業に対し、町のほうからも上乘せ支援をするものであります。

佐久浅間農業協同組合の野菜加工施設再編計画は、これまで2か所に点在していた野菜加工施設を1か所に集約するための野菜加工センターの増設と、新たにカット野菜施設として原料を保存する冷蔵設備と、加工用の冷蔵設備が導入される計画となっております。

御代田町農業振興事業補助金交付要綱に基づき、本定例会一般会計補正予算において、農業振興事業補助金として2,371万円を計上しております。

さて、本定例会に提案した案件は条例案1件、決算の認定11件、補正予算案7件、報告事項2件の計21件であります。

条例案の1件については、御代田町男女共同参画推進条例を制定する条例案についてであります。

これは、男女共同参画の推進に関し、基本的な理念を定め、町、町民、事業者の責務とともに、男女共同参画推進の施策の基本的事項を定めるものであります。

6月議会においては、御代田町では長年の整備の遅れがあった旨答弁させていただきましたが、このたび遅ればせながら本条例を制定するものであります。

条例制定後は、男女共同参画計画の策定を進めることは当然のこととして、御代田町における男女共同参画が実質的に進んでいくように、施策を展開してまいる考えであります。

次に、決算認定の11件について申し上げます。

令和2年度一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額が82億9,797万円となりまして、前年度と比較して20億1,079万円、32.0%増加しました。一方、歳出総額が80億1,967万円となり、前年度と比較して20億2,379万円、33.8%増加しました。

歳入増加の主な要因ですが、特別定額給付金給付事業補助金などの新型コロナウイルス対策に充てた国庫支出金が、増加したものによるものであります。この特別定額給付金というのは、国が一律1人10万円を給付したものです。

また、歳出につきましても、この特別定額給付金などの新型コロナウイルス対策事業の増加が主な要因となっております。

令和3年度以降の長期的な財政運営の健全化を図るため、一般会計歳入歳出差し引き額から財政調整基金へ1億8,000万円の繰り入れを行い、繰越明許費及び

事故繰り越しの財源を除いた7,223万円を令和3年度へ繰り越しました。

また、特別会計9会計及び公営企業会計1会計についても、それぞれの設立趣旨に基づき、一般会計と同様に適正な財政運営に努めてきた結果、全ての会計において黒字決算となるとともに、財政の健全性に関する比率のうち、実質公債費比率については、前年度から0.8ポイント抑えられた数値となり、本議会においてさらに良好な決算として報告できる運びとなりました。

続いて、補正予算案7件のうち、令和3年度一般会計補正予算案（第5号）は、既定の予算額に2億9,024万円を増額し、歳入歳出総額を68億1,945万円とするものであります。

主な補正内容につきましては、先ほど説明いたしました令和4年度に開設予定となっている小規模保育所2園の保育所等整備交付金と、農業振興事業補助金のほか、普通交付税の交付額確定による増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業、小中学生のインフルエンザ接種経費補助金、町道における道路改良工事費を計上しております。

普通交付税につきましては、令和2年度を上回る13億7,133万円の交付が決定しました。

交付金の算出根拠となる基準財政需要額と、収入額から算出される財政力指数は0.65となっております。この数字は、高ければ高いほどいいほうの数字ですが、0.65となっております。県下町村で4番目の財政力でありまして、引き続き安定した財政運用を見込んでまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、受付コールセンターや接種会場の派遣看護師等の経費、12歳以上15歳以下の接種券作成委託料など、2,260万円の増額を計上しております。

また、昨年に引き続き、町内小中学生のインフルエンザ予防接種費用に対し、児童1人当たり上限2,000円の補助を実施するため、105万円を計上し、道路改良工事の増額につきましては、清万2号線、児玉の飯綱鶴巻線、西軽井沢の東台11号線の路面の損傷が激しいため、2,680万円の歳出増と、財源として地方債の増額も計上しております。

介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）は、ふるさと納税のうち、町内のとある方から包括支援事業に役立ててほしいとのご意思でご寄附いただいた

100万円を、新しい包括支援システム導入経費に使うための増額補正であります。

公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、新築住宅が増えている西軽井沢地区、大林地区など6か所の下水道管路施設工事費用3,880万円の歳出増と、あわせて地方債の歳入増を計上しております。

このほか、御代田財産区特別会計等の3特別会計については、繰越金額確定による補正であり、御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）は、車両修繕費8万円の増額補正となっております。

最後に、報告事項について申し上げます。

1件目は、令和元年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

令和2年度の一般会計、特別会計、公営企業会計は全てが黒字決算となり、監査委員の審査に付した上で、財政健全化法に基づく財政の健全性に関する比率について良好である旨を報告いたします。

2件目は、御代田町国民保護計画の変更についてであります。

令和2年度末に一部変更しました御代田町国民保護計画について、長野県との協議が完了しましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項にて準用される同条第6項の規定により報告いたします。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたします。ご審議をいただき、原案どおりのご採決をいただきますよう、お願いを申し上げます。令和3年第3回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第66号 御代田町男女共同参画推進条例

を制定する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第5 議案第66号 御代田町男女共同参画推進条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） おはようございます。

議案書の3ページをお開きください。

議案第66号 御代田町男女共同参画推進条例を制定する条例案について

御代田町男女共同参画推進条例を制定する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

この条例案は、御代田町における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とし、男女共同参画の推進に関する事項を定めるため条例を制定するものであります。

議案書の4ページお願いいたします。

第1条から第10条までの第1章につきましては総則となっており、第1条は目的として男女共同参画社会の実現を図ることを掲げています。第2条は定義として用語の意義を、第3条では基本理念として6つの項目を掲げております。第4条、5条、6条、ここではそれぞれ町、町民、事業者、それぞれの男女共同参画推進における責務となっております。第7条、8条では、地域と教育における男女共同参画推進について努めることと定めています。第9条では、性別による人権侵害の禁止を、第10条では、報酬に表示する表現が男女差別等につながらないように配慮するよう努めることを定めております。

第11条から第15条までは、第2章として町の男女共同参画の推進に関する基本的施策を定めている章になります。第11条では、男女共同参画の参画計画の策定、公表、第12条では推進体制の整備、第13条では町が実施する6つの施策、第14条では苦情等の受付、第15条では被害の相談についてそれぞれ定めております。

第16条から第22条は、第3章として男女共同参画審議会の運営について定めております。第16条では設置として、男女共同参画推進に関する事項を調査審議するため、男女共同参画審議会を置くこととしています。第17条では、任務として調査審議事項として男女共同参画計画の策定、変更、施策の実施状況、その他男女共同参画の推進に関することの3つを掲げております。第18条では、組織として委員数を10人以内とし、男女比が最低でも3対2になるように定めております。第19条は、委員委嘱の条件として識見を有する者、関係団体の代表、町民、町長が必要と認める者いずれかであることを定めております。第20条は、会長及び副

会長に関すること、第 21 条は会議に関すること、第 22 条は会議の庶務に関する  
ことで、企画財政課で行います。

第 23 条は、第 4 章として補則となっております。

附則は、施行期日で、この条例は公布の日から施行するとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、説明に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 6 議案第 67 号 令和 2 年度御代田町一般会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 6 議案第 67 号 令和 2 年度御代田町一般会計歳入歳出  
決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の 10 ページをお願いいたします。

議案第 67 号 令和 2 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度御代田町一般会計歳入歳  
出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 29 日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊の決算書の 6 ページから 13 ページまで、歳入歳出決算の款項別集計表にな  
りますが、こちらにつきましてはお手元の資料番号 1、別になっております資料番  
号 1 のほうで説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 2 年度一般会計の決算概要について説明いたします。

令和元年度から繰越明許により繰越しした 7 事業の事業費を含んだ令和 2 年度決  
算総額は、前年度に比べ歳入で 32.0%、歳出で 33.8% 共に増加しました。

歳入の増加の要因は、新型コロナウイルス対策に関する特別定額給付金事業補助

金、こういった国庫補助金が19億442万1,000円、それからふるさと納税寄附金が1億1,230万8,000円増額となったことによるものであります。

また、歳出につきましても、新型コロナウイルス対策事業の実施により、総務費で18億1,345万7,000円、商工費で2億884万1,000円と大きく増加したことによるものです。

それでは、資料の1ページから説明していきます。

初めに、歳入の主なものについて説明いたします。

款1町税は、総額23億3,631万円で、前年比1億4,820万2,000円、6.0%減少しました。個人町民税は3,778万4,000円増加しましたが、法人町民税は2億1,391万7,000円減少しました。固定資産税は家屋の新増築及び償却資産の増加から、2,573万4,000円増加しました。

現年度徴収率については99.0%で、前年度から0.2ポイント減少しました。また、滞納繰越分を含む全体の徴収率につきましてもは94.4%で、前年度の94.2%より0.2ポイントほど上昇しております。

款2地方譲与税から3ページの款12交通安全対策特別交付金までのこちらの交付金などにつきましては、それぞれ資料にある理由により増加、あるいは減少しております。このうち、款11地方交付税の普通交付税が6,846万8,000円増加につきましては、基準財政収入額のうち法人町民税法人割が大幅な減額となったことが主な要因となっております。

款13分担金負担金5,200万1,000円で、前年比1,938万8,000円、27.2%減少しました。主に幼保無償化により保育料が2,182万5,000円減少したことによりです。また、保育料の徴収率は現年分が100%となり、前年比で0.1ポイント上昇しております。

款14使用料及び手数料は6,786万2,000円で、前年比1,029万1,000円、13.2%減少しました。コロナウイルス感染予防対策により、複合文化施設使用料、博物館入館料、体育施設使用料がそれぞれ減少したことによるものです。主な使用料の徴収率は住宅使用料現年分で96.8%、前年比0.6ポイント減少しております。

4ページのほうに入ります。

款15国庫支出金は25億179万2,000円で、前年比19億6,076万

7,000円、大幅に増加しております。こちらはコロナ対応の緊急経済対策で実施した特別定額給付金給付事業費補助金15億7,790万円、それからコロナ対応地方創生臨時交付金2億5,660万1,000円、GIGAスクール構想補助金の増加が主な要因です。

款16県支出金は4億545万8,000円で、前年比5,755万3,000円、16.5%増加しました。主に地域支え合いプラスワン消費促進事業補助金4,006万9,000円、こちらなどの増加によるものでございます。

款18寄附金は2億3,225万5,000円で、前年比1億1,254万4,000円、94.0%増加しました。こちらはふるさと納税寄附金が1億1,230万8,000円増加したことによります。

5ページお願いします。

款21諸収入は1億4,808万2,000円で、前年比6,507万7,000円、78.4%増加しております。主な要因は貸付金元利収入の地域総合整備資金償還金が2,622万2,000円増加したことによるものでございます。

款22町債は4億4,709万5,000円で、前年比850万8,000円、1.9%増加しております。主な要因は、小中学校の冷房設置に係る学校教育施設等整備事業債など、こちらは7,440万円ほど減少したものの、減収補填債7,855万1,000円など、こちらが増加したことによるものでございます。

6ページをお願いします。

続きまして歳出の主なものについて説明をいたします。

款2総務費、こちらは27億6,764万3,000円で、前年比で18億1,345万7,000円、190.1%増加しております。主な要因はコロナ対応の緊急経済対策で1人10万円を給付した特別定額給付金事業15億8,475万8,000円、それから町独自で町内経済の活性化を図るため1人1万円を給付したみよたん生活応援金給付事業1億6,180万円、こちらの増加によるものでございます。

款3民生費は17億852万1,000円で、前年比2,112万6,000円、1.3%増加しました。主な要因は、児童手当受給世帯に対し、中学生までの子ども1人に1万円を支給した子育て世帯臨時特別給付金事業2,261万8,000円などの増加によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

款4 衛生費は4億6,288万3,000円で、前年比376万4,000円、0.8%減少しました。主な要因は、医療機関、介護保険施設、医療材料費購入補助金2,000万円の増加などがあったものの、新クリーンセンター稼働によりまして、民間への一般廃棄物処理委託料4,035万2,000円、こちらが減少したことによるものでございます。

款6 農林水産業費は2億1,098万6,000円で、前年比613万7,000円、3.0%増加しました。主な要因は、農業者向けみよたん給付金1,050万円、農山漁村地域整備交付金基盤整備促進事業1,585万6,000円、こちらの増加によるものでございます。

款7 商工費は3億365万6,000円で、前年比2億884万1,000円、220.3%増加しております。主な要因でございますが、プレミアム付商品券事業9,802万1,000円、飲食宿泊業者向け、それから事業者向けみよたん給付金事業の合計で7,000万円、こちらの増加によるものでございます。

款8 土木費は5億1,741万1,000円で、前年比4,203万円、7.5%減少しました。主な要因は、公共下水道特別会計繰出金、こちらが4,447万1,000円減少したことなどによるものです。

8 ページをお願いします。

款10 教育費は6億3,547万7,000円で、前年比1,977万9,000円、3.0%減少しました。小中学生1人1台にパソコンを整備するGIGAスクール整備事業により1億2,118万8,000円、それから7月から給食費無償化により給食材料費が5,547万2,000円増加しましたが、前年度に小中学校3校の冷房設備設置事業が完了したことによりまして、全体額としては減少しております。

9 ページをお願いいたします。

款11 災害復旧費は1億7,605万円で、前年比6,417万8,000円で、57.4%増加しました。主に令和元年東日本台風災害による復旧工事の繰越明許と、令和2年8月豪雨災害による復旧工事で、主に農林水産業施設の国庫補助災害復旧経費で1億570万2,000円増加となったことによるものでございます。

款14 の予備費は総務費の総務管理費や町税費など、12の課目に対しまして4,444万6,000円をそれぞれ充当しております。

それから、本日お配りした横長の令和2年度御代田町新型コロナウイルス感染症対策関連事業一覧というものをお配りしました。こちらについては、令和2年度に行ったコロナウイルスに関連した事業を全てまとめております。一番左側の列に補助金、補助金額ということで、それぞれの補助金に対してどういった事業を行ったかという一覧表になっております。

それから、その中で網掛けの事業が出てきますが、網掛けの事業につきましては2種類の補助金が入っているところですので、それぞれ重複して計上してあります。こちらについては、また参考資料としていただきたいと思います。

続きまして、決算書の208ページをお願いいたします。

こちら、実質収支に関する調書になっております。1の歳入総額は82億9,797万円、2の歳出総額は80億1,966万9,000円、3の歳入歳出差引額は2億7,830万1,000円となっております。そして、4の翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、(2)の繰越明許費繰越額が2,451万5,000円、(3)の事故繰越繰越額が155万6,000円となりまして、合計で2,607万1,000円です。5番の実質収支額につきましては、3番から4番の翌年度へ繰り越しすべき財源を差し引きまして2億5,223万円となっております。6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額については1億8,000万円の基金繰り入れを行っております。5の実質収支額から6の基金繰入額1億8,000万円を差し引いた7,223万円、それと4番の翌年度へ繰り越すべき財源、こちらを令和3年度へ繰り越しをしてございます。

なお、地方自治法第233条第5項の規定に基づく書類としまして、歳入歳出決算事項別明細書は決算書の15ページから207ページに、それから財産に関する調書は361ページから365ページに、368ページ以降は主要事業の状況など決算に関する説明書を掲載しております。

また、同法241条第5項の規定に基づく書類としまして、366ページから367ページまでに定額運用基金の運用状況を示す書類を掲載しております。

説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。

6 点ほどお聞きしたいと思います。

それでは、まず決算書ページ 1 2 3 ページをお願いします。1 2 3 ページ、款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費であります。備考欄のほうの 1 2 委託料のところの 0 0 2 ですね、井戸沢最終処分場残余容量測定委託料ということで 4 6 万 2, 0 0 0 円ほど計上されておりますけれども、この測量結果についてお願いしたいのと、前回と比べて量の変化はどうかということ、そして最終処分場のこの寿命というのは、この測定によってどのくらいと見ているのか、その点についてお伺いします。

すみません、続いて 1 3 9 ページです。款 6 農林水産費 項 3 農地費 目 5 多面的機能支払交付金事業 9 0 6 万 7, 2 2 8 円というふうにあるわけですがけれども、その事業内容と事業効果、現在 3 団体がこの事業を行っていると思うんですけど、今後この参加する団体の見通しはどのように見ているのか、その点をお願いします。

続きまして、1 4 7 ページになります。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 の道路維持費の道路修繕工事、5, 2 3 6 万 8, 6 7 4 円ということでありましてけれども、この実施された工事内容と整備延長についてお願いしたいと思います。

同じページなんですけれども、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 3 の社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業経費として 4, 1 1 3 万 6, 7 0 0 円とありますけれども、この実施された内容ですね、この交付金の状況と、橋梁については結構交付金は来ているというお話でありましたけど、交付金の状況と整備率、全体の完了予定の見通しについてお願いしたいと思います。

続きまして 1 4 9 ページ、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 4 の町単独道路新設改良費ということで 7, 1 0 8 万 8 8 6 円が決算額としてありますけれども、この実施路線と内容について、また繰越明許道路新設改良事業経費 2, 1 7 0 万 7, 0 0 0 円の実施された内容ですね、この起債、事業債の有利な事業債というのはいないのか、この道路改良には補助金がなかなかつかないという状況があるんですけど、その有利な事業債の見通しはどうかということをお聞きしたいと思いません。

続きまして、最後ですがページ 1 5 1 ページ、款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 1 の都市計画総務費で、空き家改修補助金、決算額として今年度は 6 0 万円が計上

されました。昨年、一昨年と1件の20万円の決算だったと思うわけですが、事業効果をどのように見ているのかと、また何かこの事業自体がもう廃止との話が前回の総務委員会の所管事務調査のときに、そんな話があったわけですが、来年度以降のこの事業継続というか、この事業についてはどのように考えているのか伺いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からは決算書123ページの井戸沢一般廃棄物最終処分場残余容量測量業務についてご説明いたします。

残余容量の容量ですが、1万139m<sup>3</sup>という結果でございました。その前に測量しましたのは平成29年度でありまして、その結果は1万79m<sup>3</sup>でございました。つまり、3年間で残余量が逆に60立方増えてしまったということになっております。

残余量が前回の測量時より増加している理由につきましては、前回から約3年が経過していること、それから雨水等による地盤沈下、覆土をならしたことによる重機による整地による転圧などが考えられております。処理場全体では1センチ程度の沈みと同程度というふうに考えております。

平成25年度の調査では1万1,242m<sup>3</sup>でありましたので、7年間で1,103m<sup>3</sup>減少した計算となります。1年間に直しますと減少量は157m<sup>3</sup>でございます。

総残余容量1万139m<sup>3</sup>を1年間の減少量157で割りますと、64年ということになるかと思います。しかしながら、ここ数年はリサイクルを特に進めておりまして、埋立てごみの減量化を図っていることから、最終的に埋め立てるごみはリサイクルできないわずかな物に限られておりまして、現在その容量は1年間で53立方程度でございます。この数値は、沈み込み、それから覆土などの考慮はしておりませんが、単純にこの数値を使いますと、191年ということになります。

いずれにいたしましても、ここまで最終処分場の延命が図られておりますのは、町民の皆様による分別やリサイクルの徹底によるものと考えております。改めて感謝を申し上げたいと思います。今後も分別やリサイクルを進め、埋立てごみの減量化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 私のほうからは、2つ目の多面的機能支払交付金事業についてお答えいたします。

106万7,228円の実績の内容ですが、現在実施している地区は塩野下ノ平梨ノ木地区、馬瀬口地区、草越地区の3地区です。それぞれで管理している農地や農業用施設の維持と施設の長寿命化を図るため、活動計画を作成した上で実施していただいております。

主な活動内容は、水路、農道、畑かんなどの農業用施設の点検、泥上げ、軽微な補修と、シーズンを通して農地のり面や農業用施設周辺の草刈り作業などのほか、雷雨や降ひょうの際にはパトロールを実施するなど、農地並びに農業用施設の維持に努めていただいております。

交付金の使途につきましては、施設点検や草刈り、泥上げなどの保全活動に対しまして385万9,100円、水路などの施設の機能診断や軽微な補修作業、遊休農地の草刈り、景観活動して花の植栽などの活動に対して208万6,128円、施設の更新、長寿命化を図る活動として311万2,200円が充てられております。

事業の効果でございます。草刈りや泥上げなどの施設の維持については、この事業を実施する以前から地域や組合など組織ごとに実施しておりました。しかし、農業者の高齢化や担い手の不足により、担い手農業の負担が増えてきております。

この事業を始めて3年目となります塩野下ノ平梨ノ木地区と馬瀬口地区につきましては、草刈りなどの共同作業を実施する中で当時と比べて共同作業に参加する人が増えてきている、また丁寧な作業ができているということ聞いております。

農地を維持していく必要性について、広報活動を通じて地域の方々に関心を持っていただき、現在は農業者を中心とした組織ではありますが、地域の方々にも活動に参加していただくなど、担い手農業の負担軽減を図ることで新規就農者などの増加につなげていきたいと考えております。

今後の参加の見通しでございますが、小田井地区、豊昇地区、御代田城ノ内地区の3地区に組織の立ち上げのお話があります。

昨年小田井地区が組織の立ち上げに向けて準備を進めてまいりましたが、新型コ

コロナウイルス感染症により会議が開催できず、進んでいないような状況です。豊昇地区と御代田城ノ内地区につきましては、町のほうに相談があった状況であります。以上です。

○議長（五味高明君） 建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） では、私のほうからは決算書147ページ、まず道路維持費の道路修繕工事の関係ですね、5,236万8,674円の実施内容と整備延長ということでお答えいたします。

決算額のうち、道路維持補修工事費分として59件が4,992万6,674円、道路区画線設置工事が2件で244万2,000円でした。維持補修工事分は安全施設、注意標識等設置工事が6件、道路後退舗装工事が3件、道路側溝暗渠排水等の排水工事が10件、歩道等修繕工事が3件、アスカーブ擁壁設置工事等が3件、その他が5件ということでございます。

さらに、路面舗装工事、大小あわせて19件ございました。主な路線は桜ヶ丘団地北側から国道18号に至る反り国道線165.5m、西軽団地内1号線支線10号は121m、草越地区から東側に下り重ノ久保川に至る草越茂沢線、こちらが88mを実施いたしました。3路線の合計は374.5mでございます。

また、塩野区内から浅間山ラインへ至る西畠細尾根線については106m<sup>2</sup>の拡幅工事を実施しました。

残りの15件は道路の一部分の小規模工事となっております。

2番目といたしまして、橋梁修繕事業経費4,113万6,700円の実施内容、交付金の状況、整備率、全体完了予定の見通しについてお答えいたします。

決算額のうち、3,555万9,700円、約86%が調査測量設計委託料でございます。事業費の大半をこれで占めております。橋梁現況調査補修設計の委託は全部で5件発注しました。ふるさと大橋、軽井沢大橋、源平橋、向原橋、清万橋、新三ツ谷橋、露切橋の7橋を実施したところでございます。

橋梁修繕事業経費の残りの557万7,000円は、草越地区の東側を流れる重ノ久保川に架かる草越1号橋、馬瀬口地区西側を流れる針の木用水に架かる針木沢3号橋、同じく馬瀬口地区北側を流れる繰矢川に架かる細久保橋、同じく馬瀬口地区の北側を流れる中宿用水と繰矢川の合流付近に架かる道陸2号橋の4橋の補修工事を実施しました。いずれも橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検した結果、橋梁の

健全性の判定区分がレベル3に該当したため、健全度を向上させたところでございます。

当該橋梁補修に係る事業費につきましては、補助率55%となっております、令和2年度の補助対象事業費4,800万円に対して、補助額は2,640万円となっております。

橋梁補修の整備状況につきましては、全56橋のうち47橋の補修が終わりまして、整備率は約84%でございます。

今後も当該補助事業により継続的に補修をしていきますが、当面は橋梁の健全度レベル3を解消すべく、調査設計が済んでいるレベル3状態の5橋の補修工事を計画的に実施していきたいと考えております。

令和3年度は3橋の補修工事に着手し、清万地区の一級河川濁川に架かる清万橋、向原地区のしなの鉄道跨線橋の向原橋、馬瀬口地区向端地籍のしなの鉄道跨線橋、源平橋に着手します。

令和4年度以降は、国庫補助の交付や町の予算状況にもより、特にこのしなの鉄道に関係する工事は大がかりとなるため、全体完了年度は今はっきりとは見えてきていないというのが現状ではございますが、なるべく早目にレベル3の橋が全て解消できればというふうに考えておるところでございます。

3番目といたしまして、149ページの目4町単独道路新設改良費7,108万886円の実施路線と内容、それと繰越明許費の2,170万7,000円の実施された内容、有利な事業債の見通しということでお答えいたします。

町単独道路新設改良費につきましては、全部で4路線を実施しました。1路線目は一里塚地区世代間交流センターの西側を通る町道で、国道18号と浅間サンラインを結ぶ国道清万線、こちら2工区を実施いたしまして、1工区目が幅員6mの延長250m、2工区目も幅員6mで延長350mを整備しました。2路線目は、広戸地区の滝沢川から楓ヶ丘に至る広戸御代田停車場線で幅員7m、施工延長215m、3路線目は面替橋から湯川沿いを通る辰巳畑岩下線で幅員3m、施工延長140m、4路線目は継続実施している旧役場庁舎東側の一里塚国道線で側溝修繕を30m実施しました。

このうち国道清万線、一里塚国道線につきましては、道路長寿命化計画に基づく起債事業として公共施設等適正管理推進事業債を活用しておりまして、充当率

90%分を起債で充てております。

繰越明許道路新設改良事業経費につきましては、やまゆり工業団地北側の2路線を実施しました。大谷地区内11号線、こちらは車道幅員6m、全副9.5m、片歩道、延長が84.6m、もう1つの路線が三ツ谷大谷地線、車道幅員6m、全副7m、延長182.9mを整備しました。

公共施設等適正管理推進事業債につきましては、令和3年度で終了となるため、今後は今までと同様に充当率90%で優位となる地方道路等整備事業債などを活用しまして、長寿命化計画の対象路線について順次起債事業を実施していく予定でございます。

最後の4点目でございますが、決算書151ページです。都市計画総務費空き家改修補助金、決算額60万円の関係でございますが、まず事業効果についてお答えいたします。

御代田町空き家改修補助金は、平成29年4月1日に施行し、令和4年3月31日までの時限付き補助事業でございます。

これまでの実績は、平成29年が2件、平成30年が1件、令和元年度が1件、令和2年度が3件で、令和3年度、今時点が1件ということで8件ということになっております。5年間に予算計上した15件のうち、現時点で53.3%の実施率となっております。

補助金の申請者は、8名中5件が町外からの移住者で、3名が長野県内、2名が県外からの移住者となっております。

補助事業の活用により8軒の空き家が解消されていますので、事業効果があったものと判断しているところでございます。

続きまして、来年度以降の事業の継続の考えということではございますが、こちらについてお答えいたします。

御代田町空き家改修補助金交付要綱を運用して、課題のほうも見えてきたところでございます。例えば、空き家が昭和56年5月31日以前に建てられた物件の場合、現在の耐震基準を満たしていないというところから、木造住宅耐震診断を実施し、診断結果に基づいて耐震改修工事を実施していただくことになっております。

ネックになるのは、耐震改修工事が実施できるかどうかということになります。耐震診断の結果にもよりますが、大半は瓦屋根の軽量化のみでは耐震基準を満たさ

ないため、筋交いを入れたりなどして、壁を補強することで耐震基準を満たすようになります。そのため、工事費が非常に多額であるところから、耐震改修工事に着手できず、空き家改修補助金の活用に至らなかったケースもございました。

最近では、新型コロナウイルスの感染を意識して、御代田町、軽井沢町は首都圏からの移住者が増えていると新聞記事もございますが、また町内では保育施設が2棟新規に開設されます。こうした背景から、御代田町に移住する人が今後も増加し、住居としての空き家の活用が、需要が見込めます。

そのため、御代田町空き家改修補助金交付要綱の制度の検証は必要ですが、必要とはしながらも、令和2年度においては様子を見ながらではございますが、継続して運用していくべきか、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

よって、継続するか否かはっきりした方針は現在出ていないところでございます。以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） 質疑の途中ですが、この際、暫時休憩をします。開始はブザーにてお知らせします。

（午前11時20分）

（休 憩）

（午前11時29分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議案第67号の質疑のある方、続いてどうぞ。おりませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第7 議案第68号 令和2年度御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第68号 令和2年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の11ページお願いいたします。

議案第68号 令和2年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の210ページをお願いいたします。歳入歳出決算款項別集計表になります。

最初に歳入を説明いたします。

款1財産収入項1財産運用収入は、収入額281万1,023円で、内訳につきましては土地貸付料として財産区有地の貸付281万840円、それから基金の預金利子としまして183円ございました。続きまして、項2財産売払収入は収入ございませんでした。

款2繰入金項1基金繰入金は収入済額970万円でした。うち、これは財政調整基金からの繰入金になります。

款3繰越金項1繰越金でございます。72万3,068円、こちらは令和元年度からの繰越金になります。

款4諸収入項1雑入につきましても収入はありませんでした。

歳入合計、予算額1,259万円に対しまして、収入済額1,323万4,091円、こちらが収入となっており、執行率としましては105.1%となっております。

続きまして212ページお願いいたします。

歳出についてです。

款1総務費項1総務管理費です。支出済額が1,149万2,468円、こちらの支出の内訳につきましては、財産区有地の管理委託料400万円、それから同じく財産区有地の下刈り委託料640万円、こちらが大きな支出となっております。

款2項1予備費、こちらについては充当ありませんでした。

歳出合計、予算額1,258万9,000円に対しまして、支出済額1,149万2,468円で、執行率は91.3%となっております。

次に、214ページお願いします。

歳入歳出差引残額 174万1,623円になりまして、こちらにつきましては令和3年8月24日開催の御代田財産区管理会、こちらにおいて同意を得ております。続きまして、決算書の220ページお願いします。

実質収支に関する調書になります。

1としまして、歳入総額1,323万4,000円、2、歳出総額1,149万2,000円、3、歳入歳出差引額174万1,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5番の実質収支額は174万1,000円となります。こちら全額を令和3年度へ繰り越しをしております。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第8 議案第69号 令和2年度小沼地区財産管理特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第69号 令和2年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の12ページお願いいたします。

議案第69号 令和2年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の222ページお願いいたします。こちら、款項別集計表になります。

最初に歳入お願いいたします。

款1財産収入、項1財産運用収入は、収入済額で8,616円でした。こちらの

内訳につきましては土地貸付料が5,700円、それから預金利子のほうが2,916円となっております。

項2財産売却収入、こちらについては収入はありませんでした。

款2繰入金、項1基金繰入金、収入済額は306万円で、こちらは財政調整基金からの繰入金となっております。

款3、項1繰越金、収入済額64万9,716円で、こちらは令和元年度からの繰越金でございます。

款4諸収入、項1雑入、こちらにも収入ありませんでした。

歳入合計で、予算額307万5,000円、こちらに対しまして、収入済額合計額で371万8,332円で、執行率のほうは120.9%となっております。

224ページお願いいたします。

歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費です。支出済額が230万9,400円でした。主な支出につきましては林野管理委託料、こちらが186万6,000円、それから委員報酬としまして18万円、こちら主な支出でございます。

款2項1予備費、こちらについては充当ありませんでした。

歳出合計が予算額307万5,000円に対しまして、支出済額が230万9,400円で、執行率75.1%となっております。

次の226ページお願いします。

歳入歳出差引残額140万8,932円、こちらにつきまして、令和3年8月24日開催の小沼地区財産管理委員会、こちらにおいて同意を得てございます。

続きまして、232ページお願いいたします。

実質収支に関する調書になります。

1、歳入総額は371万8,000円です。2、歳出総額230万9,000円、3の歳入歳出差引額は140万8,000円となっております。4の翌年度へ繰り越すべき財源、こちらありませんので、5番の実質収支額は140万8,000円となります。この金額全額を令和3年度へ繰り越ししております。

説明は以上になります。ご審議のほう、お願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第9 議案第70号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(五味高明君) 日程第9 議案第70号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書の13ページお願いいたします。

議案第70号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、決算書の234ページ、235ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。

まず歳入。

款1、項1国民健康保険税、収入済額4億2,063万153円で、前年度比0.3%の増となりました。徴収率でございますが、現年で96.7%、全体で83.0%でございます。被保険者数は3,688名で、71名の増となっております。不納欠損額658万8,059円、こちらにつきましては法令の規定に基づく時効等でございます。収入未済額7,972万222円、こちらは滞納繰り越しとなります。

款2使用料及び手数料項1手数料、国保税督促手数料として24万6,000円の収入でございました。

款3国庫支出金、項1国庫補助金485万5,000円の収入でございます。こちらは社会保障税番号制度システム整備費補助金として、オンライン資格確認等システム改修に対する補助と、新型コロナの影響による国保税の減免に対して交付さ

れる災害等臨時特例補助金となっております。

款4 県支出金、項1 県補助金10億7,703万1,761円の収入でございます。こちらは、市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金、それと医療費の適正化に向けた取組や生活習慣病予防事業等の取組に応じて交付される特別交付金となっております。

款5 財産収入、項1 財産運用収入2万54円の収入でございます。こちらは、国民健康保険支払準備基金の利息等運用益の収入でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、1億490万8,633円で、前年度比2.2%の減でございました。一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものとなっております。

款7、項1 繰越金、こちらは令和元年度からの繰越金6,040万951円でございます。

款8 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、こちら延滞金といたしまして184万900円を収入してございます。

項2 受託事業収入、こちらは収入はございません。

項3 雑入1,022万9,654円でございます。こちらは国保の資格喪失後の保険証使用に伴う医療費等の返還分といたしまして170万558円、それから令和元年度保険給付費等交付金の還付金としまして852万9,096円収入してございます。収入未済となっております21万3,149円、こちらは過年度分として翌年度に返納を求めてまいるものでございます。

歳入合計16億8,016万3,106円でございます、予算に対する執行率は102.8%となっております。

続いて236ページ、237ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、支出済額593万8,886円でございます。通信運搬費や委託料が主なもので、国保資格システムの改修や関係帳票の作成などを支出してございます。項2 町税費、賦課徴収費といたしまして、電算処理委託料等で399万3,792円の支出でございます。項3 運営協議会費5万1,000円は、運営協議会の委員の報酬等でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、療養給付費、療養費等の支出で9億724万

6,517円となりました。前年度比で1.3%の増でございます。項2高額療養費1億4,371万7,215円で、前年度比で10.8%の増でございます。項3出産育児一時金546万2,730円、こちらは件数でいきますと14件の支出でございます。項4葬祭諸費120万円で、こちら24件の支出でございました。

款3国民健康保険事業費納付金でございます。こちらは県から示された金額そのまま納めるものとなっております。項1の医療給付費ですが、2億8,866万4,278円で、前年度比で15.6%の減となっております。項2後期高齢者支援金等で1億1,314万5,835円、7.2%の減となっております。項3介護納付金、こちらは4,713万5,388円で、前年度比で9.1%の減でございます。

款4保険事業費、項1特定健康診査等事業費897万1,570円で、特定健康診査等の事業費となっております。項2保険事業費1,687万6,891円で、保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの補助金等となっております。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金1,246万403円の支出でございます。保険給付費等交付金の返還金等となっております。

款6、項1基金積立金、こちらは利息分を5万円を国民健康保険支払準備基金へ積み立てております。

款7、項1予備費ですが、こちらは保険給付費のほうへ23万5,000円ほど充当してございます。

歳出合計15億5,491万4,505円でございます。予算に対する執行率は95.1%でございました。

258ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額16億8,016万3,000円、2、歳出総額15億5,491万4,000円、3の歳入歳出差引額1億2,524万8,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5の実質収支額が1億2,524万8,000円となっております。6の基金繰入れもございませんで、5の実質収支額がそのまま令和3年度への繰り越しとなります。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第71号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(五味高明君) 日程第10 議案第71号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書の14ページをお願いいたします。

議案第71号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

それでは、決算書の260ページ、261ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。

まず歳入でございます。

款1保険料、項1介護保険料、収入済額2億3,327万3,380円、前年度比で0.4%の増でございます。普通徴収の現年度徴収率94.1%ございました。収入未済となっております525万1,560円、こちらは滞納繰越しとなります。

款2分担金及び負担金、項1負担金、149万3,185円の収入でございます。こちらは介護予防事業の利用者負担金となっております。収入未済となっております8,964円につきましては、翌年度に収入を求めるものでございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、督促手数料といたしまして5万9,390円の収入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金1億7,733万1,093円で、前年度比4.6%の増でございます。介護給付費負担金で給付費の増加に伴う増となっております。項2国庫補助金6,128万5,388円で、前年度比3.5%の増ござ

います。こちらは調整交付金と地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金などとなっております。

款 5、項 1 支払基金交付金 2 億 8,321 万 5,132 円で、前年度比 9.5% の増となっております。介護給付費交付金と地域支援事業交付金でございます。

款 6 県支出金、項 1 県負担金 1 億 4,746 万 9,073 円で、前年度比 8.2% の増でございます。こちらも国庫同様、給付費の増加に伴う増となっております。項 2 県補助金 1,114 万 350 円で、前年度比 2.7% の増でございます。こちら、地域支援事業交付金となっております。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入 4 万 9,911 円の収入でございます。介護保険基金の利息等運用益の収入でございます。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 6,390 万 2,625 円で、前年度比 9.8% の増でございます。一般会計から介護給付費地域支援事業等への繰入れとなっております。項 2 基金繰入金 2,666 万 6,000 円、こちらを介護保険基金から繰入れております。

款 9、項 1 繰越金、こちら令和元年度からの繰越金で 1,879 万 8,047 円でございます。

款 10 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料でございますが、延滞金として 11 万 7,790 円収入してございます。項 2 サービス収入 229 万 130 円で、居宅介護予防支援サービス計画費の収入となっております。項 3 雑入 5,344 円の収入でございます。

歳入合計で 11 億 2,709 万 6,838 円となっております。予算に対する執行率は 99.2% でございます。

続いて 262 ページ、263 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、項 1 総務費、支出済額 1,763 万 1,438 円で、前年度比 13.5% の増となりました。主な支出ですが、電算処理委託料、それから佐久広域連合の介護認定審査会の負担金等となっております。

款 2、項 1 保険給付費ですが、9 億 9,303 万 3,439 円で、前年度比 6.3% の増となっております。主な増加としては、介護サービス給付経費、主に居宅介護サービス給付費の増によるものでございます。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業任意事業費 3,299 万 3,267 円でございます。こちらは、地域包括支援センターの運営経費、それから要介護一般高齢者への配食等任意事業経費となっております。項 2 介護予防生活支援サービス事業費 3,359 万 6,293 円でございます。こちらは、要支援事業対象者への配食など、生活支援サービスや健康サービスの支出となっております。項 3 一般介護予防事業 91 万 3,435 円でございます。介護予防普及啓発事業として介護予防教室、生活サポーター養成事業等の経費となっております。

款 4、項 1 基金積立金、こちら基金の利息分として 5 万円を積み立てております。

款 5、項 1 諸支出金につきましては 545 万 7,789 円で、国、県への返還金等となっております。

款 6、項 1 予備費でございますが、こちらは保険給付費の審査支払手数料で 3 万 6,000 円ほど、それから特定入所者介護サービス費へ 3,000 円ほど充当してございます。

歳出合計ですが、10 億 8,367 万 5,661 円となりまして、予算に対する執行率は 95.4% でございました。

288 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1 の歳入総額が 11 億 2,709 万 6,000 円、2 の歳出総額が 10 億 8,367 万 5,000 円、3 の歳入歳出差引額が 4,342 万 1,000 円、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、5 の実質収支額が 4,342 万 1,000 円となっております。6 の基金繰り入れはございません。ですので、5 の実質収支額が令和 3 年度への繰越しとなっております。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第72号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第72号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の290ページ、291ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書款項別集計表でございます。

歳入でございます。

款1、項1後期高齢者医療保険料、収入済額1億2,950万3,300円で、前年度比2.0%増となっております。普通徴収の現年度徴収率97.9%でございます。収入未済180万7,900円につきましては滞納繰越しとなります。

款2使用料及び手数料、項1手数料、督促手数料として3万2,200円の収入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金4,317万4,148円、前年度比19.3%の増となりました。事務費、保険基盤安定、保険事業費に対するの繰入れとなっております。

款4、項1繰越金、令和元年度からの繰越金で29万2,335円となっております。

款5諸収入、項1延滞金加算金及び過料5万8,700円で、延滞金の収入となっております。項2償還金及び還付加算金5万7,500円で、こちら保険料の還付金となっております。項3雑入267万4,253円で、健診事業費、広域連合の支出金、それから人間ドックに対する特別調整交付金、システム改修に対する円滑運営臨時特例交付金となっております。

歳入の合計ですが、1億7,579万2,436円ございまして、予算に対して

執行率 98.3% となっております。

続いて、292 ページ、293 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、支出済額 214 万 7,678 円で前年度比 24.7% 増となっております。電算処理の委託料、それから通信運搬費が主な支出でございます。項 2 徴収費、賦課徴収経費として 39 万 8,026 円の支出でございます。

款 2、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 6,387 万 5,001 円で、前年度比 1.9% の増でございます。保険料等負担金、保険基盤安定負担金となっております。

款 3 保険事業費、項 1 健診事業費 199 万 6,772 円で、前年度比 3.4% の増でございます。こちらは後期高齢者の健診委託料となっております。項 2 保険事業費 677 万 4,924 円でございます。高齢者の保健事業と介護予防との一体的事業に係る人件費と人間ドックの補助金等となっております。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 5 万 7,500 円で、保険料還付金となっております。

款 5、項 1 予備費、こちらは支出ございません。

歳出合計で 1 億 7,524 万 9,901 円となっております。予算に対して 98.0% の執行率でございます。

304 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額ですが 1 億 7,579 万 2,000 円、2 の歳出総額 1 億 7,524 万 9,000 円、3 の歳入歳出差引額 54 万 2,000 円で、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額が 54 万 2,000 円となります。6 の基金繰入れもございませんので、この 5 の実質収支額がそのまま令和 3 年度への繰越しとなります。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

昼食のため、休憩します。午後は1時30分より再開します。

(午後 0時03分)

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第12 議案第73号 令和2年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第73号 令和2年度御代田町住宅新築資金等  
貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書16ページをご覧ください。

議案第73号 令和2年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の306ページ、307ページをご覧ください。歳入歳出決算書・款項別集計表でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入です。上から順に収入済額を申し上げます。

款1 県支出金、項1 県補助金9万8,000円は、償還推進事業費に対する4分の3相当の補助でございます。

款2 繰越金7万3,326円は、前年度からの繰越額です。

款3 諸収入、項1 貸付金元利収入20万5,728円は、貸付金元利収入の現年分と未償還分です。項2 延滞金・加算金及び過料はありませんでした。

したがって、歳入合計は37万7,054円です。

次の308ページ、309ページをご覧ください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計歳出です。

款1 土木費、項1 住宅費、支出済額21万6,000円は、一般会計への操出金と消耗品、光熱水費等でございます。歳出合計も同じく21万6,000円です。

次の310ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は16万1,054円でございます。

続きまして、316ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

1、歳入総額は37万7,000円です。2、歳出総額は21万6,000円です。3、歳入歳出差引額は16万1,000円です。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額は16万1,000円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。市村議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

1点、お聞きいたします。この住宅新築資金、国への償還はもう終了となっております。今年度の令和2年度において、7月で最終の納期を迎える方が1人いたということで、実際は、もう国への償還は終わっていて、今までの滞納者からの元利償還というか、少しずつ行っていただいているという状況だと思うわけですが、これまでの滞納件数、そして滞納額、貸付金元利収入が入らなかったため、一般会計から繰り入れての補填をしていたわけで、その繰入れ総額をお願いしたいと思います。

滞納者からは、今後も引き続き返済をしていただくということを、毎回お聞きしていると、そのようにいくというふうにおっしゃっているんですけども、現在の返済状況と解決策についてお聞きします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

まず、滞納件数、滞納額、補填のための一般会計からの繰入れ総額でございますが、令和3年9月1日時点の滞納件数及び滞納額は、宅地取得資金が15件、5,853万7,897円、住宅改築資金が3件、485万9,257円、住宅新築

資金が15件、9,923万7,640円でございます。全体では、滞納件数33件、滞納額1億6,277万3,554円でございます。

また、一般会計からの繰入額は昭和45年から令和2年度までの総額で2億4,420万53円でございます。住宅新築資金等貸付事業特別会計から一般会計への繰出金が令和元年度478万1,000円、令和2年度が7万5,000円なので、差引きすると、実質的な一般会計からの繰入金の総額は、2億3,934万4,053円でございます。

続きまして、現在の返済状況と解決策についてお答えいたします。

住宅新築資金等の貸付金については、令和2年7月で最終納期を迎え、現在は新たな調定は発生しておりません。現在の償還状況は、2名の方が不定期ではありますが、宅地取得資金を納付している状況でございます。

令和2年度の納付額は合わせて20万5,728円でございます。

現在抱えている滞納金については、滞納者のステータスを調査しております。具体的には存否、相続、転出先、当時の賃貸借契約の確認、連帯保証人、登記簿の抵当権の設定などがございます。今後、滞納者への個別に訪問し、当時の状況や現在の滞納について話を伺うということを考えているところでございます。

いずれにしましても、130件は完納しております。残りの33件の滞納者の取扱いについては、関係法令や県内市町村から情報を収集したり、研修会等も参加したりして、適正に処理してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 申し訳ないです。

今、特別会計でやっていて、2名の方が少しずつ入ってくるという状況の中で、この特別会計ということではなく、一般会計に移行している自治体というのも増えてきているんですけど、当町においては一般会計の移行というのはいつぐらいを考えているのでしょうか。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 現在のところ、まだしっかりと把握してからどのようにしていくかということを考えていきたいと思いますので、今、一般会計にすぐにと、来年からというのは、ちょっと今はここでは決定できているところではござ

いません。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第74号 令和2年度御代田町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第74号 令和2年度御代田町公共下水道事業  
特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書17ページをご覧ください。

議案第74号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について説明します。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度御代田町公共下水道事業  
特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

次の決算書の318ページ、319ページをご覧ください。

歳入歳出決算書・款項別集計表、公共下水道事業特別会計歳入でございます。上  
から順に収入済額を申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金6,528万1,100円は、受益者負担金・  
分担金でございます。

不納欠損額652万700円は、法令に基づく時効消滅によるものでございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料3億3,100万2,490円は、下水道使用  
料でございます。項2手数料25万8,000円は、督促手数料と指定工事店の申  
請手数料でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金1,190万円は、社会資本整備総合交付金に

よる下水道本管工事等でございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 6,296 万 5,000 円は、一般会計からの繰入金でございます。

款 5 繰越金 336 万 4,931 円は、前年度からの繰越金でございます。

款 6 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料 37 万 9,107 円は、延滞金です。項 2 雑入、1 万 9,100 円は、金抜き設計手数料等でございます。

款 7 町債 2 億 570 万円は、管渠整備に伴う事業債、公営企業会計適用債でございます。すみません、資本費平準化債それと下水道事業債、それと公営企業会計適用債でございます。

したがいまして、歳入合計は 7 億 8,886 万 9,728 円でございます。

次の 320 ページ、321 ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計歳出でございます。上から順に支出済額を申し上げます。

款 1 土木費、項 1 都市計画費 2 億 2,230 万 5,072 円は、処理場の維持管理に関する経費並びに下水道本管工事及び新築に伴う公共ますの設置工事が主なものになります。

款 2 公債費 5 億 5,726 万 2,012 円は、起債元金利子の償還金でございます。

款 3 予備費の支出はありません。

したがいまして、歳出合計は 7 億 7,956 万 7,084 円でございます。

次の 322 ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は 930 万 2,644 円でございます。

続きまして、334 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額は 7 億 8,886 万 9,000 円です。2、歳出総額は 7 億 7,956 万 7,000 円です。3、歳入歳出差引額は 930 万 2,000 円です。

4、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費、繰越額 550 万円です。5、実質収支額は 380 万 2,000 円です。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 4 議案第 7 5 号 令和 2 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 1 4 議案第 7 5 号 令和 2 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 1 8 ページをご覧ください。

議案第 7 5 号 令和 2 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和 3 年 9 月 2 9 日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の 3 3 6 ページ、3 3 7 ページをご覧ください。

歳入歳出決算書、款項別集計表、農業集落排水事業特別会計歳入です。上から順に収入済額を申し上げます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金 2 1 万 5, 4 1 8 円は、草越・広戸事業組合の受益者分担金として事業費の 7 % 分と新規加入者の分担金でございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料 8 2 5 万 1, 6 6 0 円は、下水道使用料でございます。項 2 手数料 2, 1 0 0 円は、督促手数料です。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金 1, 8 2 4 万 9, 0 0 0 円は、一般会計からの繰入金です。

款 4 繰越金 2 1 9 万 4, 3 9 9 円は、前年度からの繰越金でございます。

款 5 諸収入、項 1 延滞金・加算金及び過料、それと及び項 2 雑入の収入はありませんでした。

したがって、歳入合計は 2, 8 9 1 万 2, 5 7 7 円でございます。

次の 3 3 8 ページ、3 3 9 ページをご覧ください。

農業集落排水事業特別会計歳出でございます。上から順に支出済額を申し上げます。

款 1 農林水産業費、項 1 農地費 1,056 万 6,070 円は、処理場保守管理委託料と光熱水費が主なものになります。

款 2 公債費 1,737 万 2,794 円は、起債元金利子の償還金でございます。

款 3 予備費の支出はありませんでした。

したがいまして、歳出合計は 2,793 万 8,864 円でございます。

次の 340 ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は 97 万 3,713 円でございます。

続きまして、348 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額は 2,891 万 2,000 円です。2、歳出総額は 2,793 万 8,000 円です。3、歳入歳出差引額は 97 万 3,000 円です。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額は 97 万 3,000 円です。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 15 議案第 76 号 令和 2 年度御代田町個別排水処理

施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 15 議案第 76 号 令和 2 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 19 ページをご覧ください。

議案第 76 号 令和 2 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和 3 年 9 月 29 日 提出

御代田町長 小園拓志

決算書の350ページ、351ページをご覧ください。

歳入歳出決算書・款項別集計表、個別排水処理施設整備事業特別会計歳入です。上から順に収入済額を申し上げます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料541万588円は、合併処理浄化槽の施設使用料99基分でございます。項2 手数料1,100円は、督促手数料です。

款2 繰入金、項1 他会計繰入金564万4,000円は、一般会計からの繰入金です。

款3 繰越金141万6,638円は、前年度からの繰越金です。

款4 諸収入、項1 延滞金・加算金及び過料はありませんでした。

したがって、歳入合計は1,247万2,326円でございます。

次の352ページ、353ページをご覧ください。

個別排水処理施設整備事業特別会計歳出でございます。上から順に支出済額を申し上げます。

款1 衛生費、項1 保健衛生費645万3,330円は、合併処理浄化槽の保守管理委託料でございます。

款2 公債費590万8,828円は、起債元金利子の償還金でございます。

款3 繰予備費の支出はありませんでした。

したがって、歳入合計は1,236万2,158円でございます。

次の354ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は11万168円でございます。

続きまして、360ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。

1、歳入総額は1,247万2,000円です。2、歳出総額は1,236万2,000円です。3、歳入歳出差引額は11万円です。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額は11万円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 16 議案第 77 号 令和 2 年度御代田小沼水道事業会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 16 議案第 77 号 令和 2 年度御代田小沼水道事業会計  
歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 20 ページをご覧ください。

議案第 77 号 令和 2 年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について  
説明します。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度御代田小沼水道事業会計  
歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和 3 年 9 月 29 日 提出

御代田町長 小園拓志

地方公営企業法で定められている決算書は、別冊のとおりではございますが、本  
決算書は新会計基準による運用システムに完全移行しているもので、その概要につ  
いてはお手元に配付しました別紙資料番号 5 の令和 2 年度御代田小沼水道事業決算  
状況で説明します。

別紙資料番号 5 をご覧ください。

2、経営成績及び 3、資金収支状況については、消費税込みの当初予算額及び決  
算額を記載したものでございます。達成率は、当初予算額に対する決算額の比率と  
なっております。

公営企業として 7 年目の業務活動の結果は、1、給水業務に記載のとおりでござ  
います。

年度末の給水戸数は 3,596 戸で、年間有収水量は約 82 万 m<sup>3</sup>でございます。

次に 2、経営成績を上から順に決算額を説明します。

①営業収益の 1 億 8,402 万 469 円は、主たる営業活動から生ずる収益で、  
水道使用量、消火栓管理料等が主なものでございます。

②営業費用の 1 億 5,411 万 1,839 円は、主たる営業活動から生ずる費用で、  
人件費、受水費、光熱費、修繕費、検針委託料等が主なものでございます。

③営業利益は、①営業収益と②営業費用の収支で2,990万8,630円です。

④営業外収益の2,053万6,684円は、金融及び販売活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生ずる収益で、基金積立利息、減価償却補助金相当額等が主なものでございます。これは、過去に水道事業として改良に当てるために受けた補助金を分割計上するように定められているところによるものでございます。

⑤営業外費用の1,370万3,026円は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用で、企業債利息等がこれに当たります。

⑥経常利益は、③営業利益に④営業外収益と⑤営業外費用の収支を加えたもので3,674万2,288円でございます。

⑦特別利益は該当ありません。

⑧特別損失も該当ありません。

したがって、⑨当期純利益は、⑥経常利益に⑦特別利益と⑧特別損失の収支を加えたもので3,674万2,288円でございます。

以上の経営成績を受けて当年度の資金状況は、3、資金収支状況に記載のとおりでございます。

上から順番に説明しますと、①経常収入の1億8,395万9,388円は、給水費、給水手数料等でございます。

②経常支出の9,760万6,156円は、上水給水費、企業債取扱い諸費等でございます。

③経常収支差額は、プラス8,635万3,232円でございます。

④資本的収入の1,379万8,400円は、新規加入金等でございます。

⑤資本的支出の9,722万5,947円は、建設改良費、企業債償還金等でございます。

⑥資本的収支差額は、マイナス8,342万7,547円でございます。

したがって、資本的収支はマイナスとなりましたが、営業活動で得た経常収支のプラスの資金があるため、全体の資金収支はプラスとなっております。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算概要を説明させていただきました。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上をもちまして、令和2年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より審査意見書が提出されております。監査委員より報告を求めます。  
泉代表監査委員。

(代表監査委員 泉喜久男君 登壇)

○代表監査委員(泉喜久男君) 代表監査委員の泉でございます。ちょっと気管支が弱いものですから、マスクしたまま少ししゃべり過ぎると喘息起きますので、すみませんがマスク取らせていただき、6月に2度のワクチン注射は済ませておりますので。

監査委員を代表いたしまして令和2年度決算審査の結果をここにご報告申し上げます。

私と小井土監査委員は、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定によって、町長より審査に付されました令和2年度御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算審査、並びに、令和2年度定額基金運用状況に関する関係書類の審査を実施いたしました。

審査意見書は、御代田町歳入歳出決算審査意見書及び定額基金運用状況審査意見書としてお手元に配付させていただいております。

決算審査意見書は、審査の概要、審査の結果、決算概況、審査についての所見から構成されているところでございます。

第3の決算概況につきましては、先ほど来理事者側より、詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4についてご報告させていただきますことをご了承ください。

なお、定額基金運用状況につきましても、決算審査に準じた審査を行い、その運用と管理は適切と判断いたしましたので、同基金の意見書をご参照いただければ幸いです。

第1に、決算審査の概要であります。まず、令和2年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、御代田町一般会計、9つの特別会計の歳入歳出決算書、及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が含まれております。特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載して

ございます。

これら審査対象について、第1次的には、去る7月19日から7月21日に事務局による予備審査を行いました。その後、7月27日から8月5日まで、私と議会選出の小井土監査委員による本審査を行いました。

この審査に当たりましては、歳入歳出決算書及び同附属書類について、1、これら決算書等は法令に準拠して作成されているか。2、決算書等の計数は正確であるか。3、予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。歳入歳出に関する事務は、法令に適合し適正になされているか。財産の管理は適正になされているか、等々の諸点に意を用い、関係諸帳簿及び証書類を試査により照合することといたしました。

さらに、決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ預金証書等証券類の実査や金融機関への残高確認を行いました。

なお、定期監査及び例月現金出納検査等の結果も併せ考慮して、審査をいたしたところでございます。

第2は、審査の結果であります。ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり決算書等は正確かつ適正に作成されておりました。

事務の執行についても、おおむね適正に処理されていると認めました。

すなわち、第1に決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

予算及び事務の執行状況であります。予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との称号結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

なお、町長より審査に付されました地方自治法第241条に定めによる運用目的の、御代田町土地開発基金及び収入印紙等の購入基金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理は適切であると認めたことを改めて申し上げます。

なお、ただいま申し上げました中で、計数に関する部分は正確と、事務に関する

のがおおむね適正となっていますから、必ずしも全て100%だったという意味ではございません。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

なお、例年のことではありますが、課ごとの個別の疑問や問題点については、その都度ご注意申し上げており、その多くは、その後改善されたこともあります。

さて、決算審査を行いました過程での、私ども監査委員の全般的所見を申し述べさせていただくこととなりますが、先日、幹部職員を対象に行いました決算審査講評を援用し、これに代えさせていただきますことをご了承いただきます。

なお、皆様先日の選挙により半数の方々が新たに議員になられましたので、簡単ながら監査委員監査の趣旨を申し上げ、内容的には平成24年に申し上げたこととほぼ同一のものでありますけれども、とりあえずお聞きいただければと存じます。

ご高承のとおり、日本国憲法の前文にあるように、国政は国民の信託によるものであります。これと同様に、町政は町民の信託によるものである。このため、町政の任にある全ての関係者は、受託者として信託者である町民に町政の執行結果を説明する責務、いわゆるアカウントビリティがあるわけであります。

この説明責任を個別の町民に果たすことは現実的に不可能ですから、町民に選任された議員が兼務する議選監査委員と、町民の代理人としての識見監査委員へ業務の執行結果を説明することとなります。

信託者たる町民への説明責任を果たすことになっているわけですから、そのためにも監査委員に対しては、職員等の方々に対し監査委員が質問をしたり、書類の提出をし、それを調査する権限が付与されているところであります。

さて、次に講評に入りますが、講評の第1は滞留債権に関するものであります。

ここでいう債権というものは、一般通常、民間でいう債権、あれをしてくれ、これをしてくれというのを債権というんですけど、そういうものではなく、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう、一般に、未収債権のうち支払いが遅れたものを滞留債権、回収が不可能、または著しく困難なものを不良債権といいます。債権には、固定資産税、住民税、国保税、軽自動車税等の町税と土地の賃貸料、上水道料金、下水道使用料、墓地使用料等々、いろいろなものがあります。町民の大部分の方々は、所定の時期に納付したり支払ったりしております。これに対し、一部の債務者は、納付や支払いが遅延し、いわゆる滞納者になっている。

徴収担当の方々は、それなりに、1年間の努力をしていますが、労多くして成果少なしというのは現状であります。先日、他町村のホームページを見ていたら、徴収率0.51%という表現がありました。100万円の貸付金に換算すると、1年間の徴収努力の結果が5,100円の回収ということになります。

改めて中身を見ると、先ほど質問もありましたが、住宅新築資金貸付金でした。そこで当町の該当箇所を調べると、0.51%どころか、0.13%でした。この貸付金は昭和44年に国策で創設されたもので、どこの市町村にも多額の滞留債権といえますか、不良債権、そして計上されているようです。

県内のある市の監査委員は、抜本的な回収策を取るべきだと市に求めていましたが、しかしながら、事の性質上、一市町村で解決できる問題ではありません。先ほど申し上げましたように、国策で、それに従って町が動いたということですから、町独自で解決するのは大変難しいと、町村会を通じて全国的に対処する問題なのかもしれません。これに対し、町独自で対処すべき債権の一つに上水道料金があります。大口の滞納者もいますが、給水停止により営業を停止したと、事例は聞いたことがありません。多少の納入や納付誓約書の提出で閉栓を免れるからです。これについて、同僚監査委員から、少額の滞納額回収でなく、往年度の納付はもちろん、計画的に過年度累積滞納額が減少するような納税計画を提示し、これを履行させるべきだというご意見も頂いております。

2番目は、民法改正に関連することです。

町営住宅入居に際しての連帯保証人についての質問に関し、議論がかみ合わない場面がありました。連帯保証人には保証人と異なり、催告の抗弁と検索の抗弁がないことを理解していないようでした。

内容については、民法第452条と453条に規定されていますが、要は、まず主たる債務者である入居者から支払いを受けるよう要求する権利が連帯保証人にはないことです。民法は、さきに120年ぶりの大改正が行われ、連帯保証人制度についてもこの4月から施行されています。極度額のない従前の連帯保証がなくなり、実務への影響も大きいと言われていました。令和2年度の決算審査でもあり、連帯保証人への支払い請求については深入りしませんでした。行政事務に法律知識が不可欠であることは常日頃から申し上げているところですが、ぜひとも法律の基本知識についての庁内研修を実施し、事務効率の向上に努められることをお願いします。

行政事務を執行する上で、民法第一編総則に関する知識が必要であることについては、過去においても申し述べたところであります。令和2年度は、新型コロナ関連で多くの補助金がありました。補助金の申請書類を見ていると、個人名で申請し、補助金の振込先が法人というのがありました。これなどは申請書をチェックする際に、自然人と法人という民法の基本を理解していないことによるのではないのでしょうか。

第3は、契約書について申し上げました。

決算審査の過程で見た契約書に、管轄裁判所に関する条項がありました。ソフトのレンタルに関する契約ですが、相手方の本社が宮城県仙台市でいた。管轄裁判所は横浜地方裁判所という記載がありました。管轄裁判所とは、民事訴訟法第11条第1項に「当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる」と規定があります。通常の訴訟は、被告の住所地を管轄する裁判所ですが、法人の場合は、契約に関係する本支店や営業所の所在地になります。契約は、相互互惠と平等を基本に契約内容が定められますが、町に一方的な不利益な内容は避けるべきです。この契約の相手方弁護士が横浜市にあることから、このような文言が書かれたのかもしれませんが。横浜地方裁判所と当町では、普段聞きなれない裁判所名ですので、契約担当者は自己判断することなく、同僚や上司と相談するべきではないのでしょうか。本件が訴訟となった場合には、当町の顧問弁護士は横浜まで出向かなければなりません。当然に、費用と時間がかかることになります。

工事請負契約など定型約款による契約締結の慣行がある場合はともかく、相手方の独自の契約文を安易に受け入れるべきではありません。なお、一般に契約書の末尾に「上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する」と記載するのが通常です。決算審査では、重要と思われる契約書を点検しますが、町の所有する契約書に町長印が押されていないものがありました。これには二つの問題があります。一つは、甲乙記名押印がなされていないので、契約が成立していないのではないかと。もちろん、後から押しても追認するという方法もあろうかとは思いますが。それから、監査委員に契約書を見せるということとは分かっているわけですから、提示する前に、事前に触っておいたほうがいいのか、問題はないかということ、あらかじめ目を通しておくべきではないのでしょうか。

7つの所見のうちの4番目として、記録の目的についてもお話ししました。

当町の歳出について見ると、年間、約2万5,000通の帳票類があります。これらの文書は、文字または数字によって事実を記録します。記録は事実そのものではありませんが、記録から事実が推察されなければなりません。多少、理論めきますが、事実そのものは「本体」、記録を「写体」と言いますが、記録された「写体」から事実そのものである本体を推察されなければ正しい記録とは言えません。ちなみに、決算審査の帳票の中にカーブミラーの設置に関するものがありました。設置場所は西軽井沢区とのことでした。実際に、西軽井沢区のどこに設置したのでしょうか。この「写体」からどこに設置したかを推察することはできませんから、記録としては妥当であるとは思われません。さらには、地下道照明修繕というのがありました。修繕場所は御代田町でした。御代田町がオーダーするんですから、当然、御代田町のどこかに違いないんです。これでは記録として将来残す意味がありません。なお、ちなみに地下道と言われると、御代田町は何か3か所ぐらいあるそうです。だから、3か所のどこかだったんでしょう。それにしても、塩野のほうとか駅の近くであるとか、そういうふうに全然、全く別のところですから、地下道照明修繕では特定できません。さらに、この帳票には多くの方が押印をしております。多分、下から上がってきた書類に判を押す、ちょっと問題あるんじゃないかなと思っても、既に判を押されたものに対してちょっと気を使って、いわゆる最近の言葉で言えば、忖度をして文句を言わずに自分も押したんだろうと思いますけれども、やっぱりそういう場合には注意することが上司としての役割ではないでしょうか。

5番目は、非常時備蓄品についてでありました。

最近、何十年に一度のとか、想定を超える豪雨のような表現が使われることが少なくありません。このことから、令和2年度末時点で規定緊急避難場所にどのような防災用品と非常飲食料が保管されているかについて質問をいたしました。防災備蓄品は次のような場所にあるとのことでした。役場裏の大きなコンテナ、役場裏の小型コンテナ、社会福祉協議会のどこかにあるそう、エコールみよたにもどこかあるそうです。南小学校の裏の備蓄倉庫、ウサギ小屋の隣にありましたかね。それから、南小学校の体育館に倉庫があるそうです。それから、北小にも何か備蓄分があると。同じように、北小学校の体育館の倉庫に備蓄品があるそう。一応、中身の説明は受けてあるから。これらに配置されている備蓄品の内容と数量が妥当か否かは別として、町の指定避難場所は36か所あるそうです。その大部分に町としての

非常時防災備蓄品が8か所ですから、あとの28か所にはないということになります。これでは町民の生命と財産を守るという町の方針と矛盾しないでしょうか。自助、共助、公助といいますが、緊急避難時に自宅の災害用備蓄品を持ち出すことができるとは思われません。共助として、公民館が災害用備蓄品を備えるよう、町は普段から各区に指導しているのでしょうか。最低限の備蓄品は町が公助として、指定避難所であるこの36か所に配置するべきではないでしょうか。

また、この町の現状だけでなく、よその実情を知るという意味では、内閣府の防災ページ、その他外部の情報もときどき目を通すことで、世間の対応を見ることが必要ではないでしょうか。もちろん、内閣府の防災のページを見ると、東京、港区の大きなビルのあるフロアに備蓄品がたくさん入っているのがありますが、とても当町では対応できるようなものではありませんけれども、参考にはなるのではないのでしょうか。

ただ、今申し上げたことは、人間生活における飲食等のインプットに関することですが、過去の災害例などを見ると、当然ながらアウトプットに関連する施設、単純に言えばトイレのことですけれど、という施設についても備蓄品同様、不可欠な範囲をお願いしたいと思います。

6番目は、整理整頓に関することです。

先日行った決算審査の席上、多くの関係者が担任業務に関する法規集を持参されていました。〇〇小六法とか、いろいろなその仕事に応じて、いろんな法規集があります。その場で開くか否かは別にして、大いに推奨される行為であると感じたところでもあります。ここの新庁舎に移転してから、必要以上に机の上の整理が標榜され、法令集や例規集、さらに参考資料も身近に置かない傾向がうかがわれるのはいかなものかと感じていました。

さて、机の上の整理と言いましたが、改めて整理整頓について考えてください。整理とは、必要なものと不必要なものを区分すること、整頓とは、整理した必要なものを適正に使いやすく配置することを意味します。したがって、何でもかんでも机の上から排除して書庫等に入れることではありません。共用事務用品までしまい込むのは整理整頓ではありません。職務上、必要な法令集はいつでも利用できる手短なところに置くのは、何ら整理整頓に反することではないと思います。

20年以上前から、トヨタ自動車の生産部門では見える化を推進し、業務の効率

向上に資することとしているようです。例えば、当初はトラブルが発生するとブザーが鳴ったようです。その後、赤ランプになったり、さらにはそのランプの上で、トラブルの内容が大ざっぱながら分かるようにしたそうです。我々、自分の分でも必要以上に法規集や参考資料をしまい込む見えない化は、事務効率に資するものではありません。業務に精通すればするほど、法規集や参考資料を常時手元に置くのではないのでしょうか。皆さんの再考をお願いしました。

以前にも、法制審議会、いわゆる法律のプロの会合の場合に、有資格の大六法全書が各自の前に必ず置いてあります。このように、使う、使わないは別として、常に手元に置くという習慣が必要なんじゃないのでしょうか。

最後、7番目は、自立性に関することにお話ししました。

教育委員会の決算審査の前に、教育基本法を見ていました。同法の第21条に「子供の教育に当たっては、自立の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」とても小中学生に理解できるような文言ではありませんけど、大変立派なことが書いてありました。この自立性について、はてなど、何かで昔も読んだ、最近も読んだぞということを思い出しました。その第1は、経営組織論に関する、50年ほど前、昭和44年発刊の本でした。その本の冒頭、一番最初に「人間生活の向上は、その行動における自立性の高さではかれる。そして、人間の持つ自立性の程度は、その計画性の程度を左右し、具体的には計画の内容や方法として表れていること」ということで、計画行政と言われる職員の皆さんにとって、この自立性、大変大切なものだということが書かれていました。また、最近読んだ全く別の分野、行政学という法律の、著書の、こちら最終ページです。一番最後が次の文章で締めくくられていました。「行政職員が直面するジレンマのうちでも、殊に深刻なのは、直近の上司から下された指示・命令が、己の信条・体験に著しく相反している、到底承服し難いようなときであろう。これに対する抵抗の手段と選択を律するのが自律的責任である。」と。先ほど、机の上は整理しろと、一律何でもかんでもしまい込めと言われて、はいはいと言うのはいいか、そこには自立性がないのではないかと思います。ちなみに、最初の出だしから書かれていたというのは、松田武彦という、当時、東京工業大学の教授で、戦前の1943年に東京大学工学部を卒業された方。本の一番最後に書いてあったというこの行政学の著者は、1961年に東京大学法学部を卒業されている。専門分野は

全く別の方でございます。

さて、ここでいう自立性、あるいは自立的では、どういう見合いでしょうか。自立性とは、上司や同僚から言われたことだけをこなすのではなく、それぞれ自ら考えて、付加価値を生み出すための行動が取れる能力を指します。しかし、最近では上司や同僚のみならず、ソフトからでも自立的脱却が必要なのではないのでしょうか。例えば、基礎知識がなくても財務ソフトの導入により、決算書等はできます。いわゆる決算書作成しろというところは、ポンと押せば、ばたばたと出てきた。出来上がった後の中身は理解できなくても、そういうものはできると。アウトプットされたデータそのものは、内部報告とかするようではソフトにコントロールされていることになるのではないのでしょうか。当該データを状況主体に報告する必要がある場合でも、内部報告書は分かりやすく修正する自立性を発揮するべきでありましょう。

ちなみに、法律の一番下の規則のところなんか、その会計様式の決算書の書式が細々出ていますが、これは市町村から、大きい市から小さな村まで対応できるように物すごい勘定科目が羅列されて、ところがソフト屋さんにはそれに全部対応しなきゃいけないから、打ち出すときには、ゼロ、ゼロ、ゼロで出てくるのは、そんな物は町長にいったら見るのも面倒くさい。だから、そこは町に合ったようにアレンジメントして資料を造るべきだろうと。

仕事の上では、物事は批判的に考えて判断をする。それを言葉で周りの人に伝えるという能力、言われたことだけをやる、先ほどの自立性に対する他律性では、自立性の向上には結びつかないのではないか。ぜひとも自主的な、自立的な学習を日々努められることを、職員の皆様が努められることをお願いしたところではございました。

以上をもちまして、一般会計等の決算の審査の報告の講評でありますけれども、これは先ほどの資料に関しては、67から76までの決算説明会がありましたけど、これに関する部分である。79、公営企業会計に関する部分を次に申し上げたいと思います。いわゆる水道事業に関する部分は別扱いになっているんですね。通常の決算は収支会計、現金が入ったか入らないかというんですけど、水道は未入金とか未払い金とかいうのを上げる。会計システムが違うということで別扱いになっております。

令和2年度御代田町小沼水道事業歳入歳出決算審査意見書を申し上げます。

町の水道事業は、平成29年度から公営企業体として運営され、7年が経過しました。公営企業会計には、一般の出納整理期間は4月、5月、出納整理が2か月ございますけれども、水道事業はそれはありません。このことから、私ども監査委員は7月に水道事業決算審査を担当しました。

決算審査に当たりましては、一般会計の決算審査手続に準ずるとともに、特に発生主義会計の面から、決算整理事項に審査の重点を置きました。御代田小沼水道事業につきましては、毎月の月次出納検査の際の月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これら諸業法をも参考に決算審査を行ったところであります。

その結果、第1に決算書等の法令遵守と正確性であります。

審査に付された御代田小沼水道事業決算書並びに附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況であります。

予算及び事務の執行、並びに財産管理など、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものとのことであります。ここも先ほどのと同じに、100点ではありませんよという意味。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないと認められました。

決算審査の結論は、ただいま申し上げたとおりであります。規則また決算概況について、先ほどの建設課長と重複する部分もありますが、簡単にご説明いたします。

公営企業として、令和2年度の業務活動の結果は、年度末の給水戸数は1,596戸で、前年度89戸の増、その年間総配水量は103万2,000m<sup>3</sup>で、近年のアパートの新設による小口ユーザーの増加はあるものの、有水給水量は期待するほど伸びておりません。

営業成績は、営業収益が1億6,778万円に、当期純利益が3,338万円で、前年比増収増益となりました。このような経営成績ではありましたが、最近、一般企業で注視されているキャッシュフロー、お金のことです。営業収支はプラス、資本収支はマイナスとなりました。しかし、資本収支のマイナスは営業収支の基金で保留されており、基金残は前年比100万円の増加となり、基金面での問題はありませんでした。ただ、投資活動に資金のフローが少ないということは、長期的に見

て必ずしも望ましいことではないかと言えるようにすべきではないでしょうか。後のほうになって、どかんと大きな工事が降ってくる可能性がある。そういう意味でいったら、水道管が地下に埋まっていますので、現時点、どこが悪いというのはなかなか推察できないので、難しいところがあるかと思えます。

さて、次に御代田小沼水道事業会計の決算審査を終えての所見を、4点ほど簡単に申し上げます。

第1に、発生主義に関することです。

企業会計は、年度末に未収収益や未払い費用を計上しますが、受取利息や支払利息は3月末の20日前後、決算期直前が計算期間の末尾となっておりますので、未収利息、未払い利息ともに少額であるため、現金主義により処理しております。このことは、重要性の原則と継続性の原則から任用されると考えております。

第2は、水資源の効率化の面であります。

貯槽給水量の全てが有水、お金を頂ける、有水水量となることが理想ですが、いろいろな原因で漏水があり、全ての給水量が収入に結びつくわけではありません。当年度の有水量は80%弱ですが、前年比11%向上しております。数年前は66%ぐらいだったと思います。しかし、漏水等の原因は不明なので、今後もこの20%部分、漏水の原因追求に努められることを要望した次第でございます。

第三は、利益の問題です。

3,300万円の利益があるなら、水道料金を下げたらどうかという見方もありますが、水道事業の利益は、一般企業のように配当や役員賞与の原資となるものではなく、将来の施設の更新と充実に充てるための原資である。将来を見据えた場合に、現状で満足することなく、さらに企業努力をお願いしたいと思います。ちなみに、佐久水道事業団の前年度の利益は8億5,200万円。御代田と雲泥の差、もちろんスケールは違いますけど。

最後に、報告資料について申し上げます。

別冊、決算書は、法廷の書式を重視することにより作成されていることもあり、事業概況の一覧性に欠けることもあるので、外部提出資料と内部報告資料と使い分ける、さらに努力されるよう希望する次第である。あの決算書は、いわゆる水道事業の専門の決算書ですから。私は高校が商業学校でしたし、大学も商学部で税理士の試験も通っています。それから、会社でも経理課長、その他いろいろ。その私が

見たって、ぱっと見て理解できにくい、そのぐらい専門的なものですから、それを内部で見る場合には、内部で分かるような形にさせていただきたいなど。例えば御代田町は、この水道事業は御代田町全部をカバーしているわけではありません。半分以上になりますかね、佐久水が担任しているから。そうすると、この決算書の余白ページに御代田町の地図描いて、ここが我々の仕事の範囲ですよというような、給水地域を明示したり、少しでも分かりやすく資料は作るようお願いしたいということに関係者をお願いしたところであります。

以上で、令和2年度御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査の概要と監査の所見であるが、先ほどの一般会計共々、長らくご清聴いただきありがとうございます。

○議長（五味高明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩をします。開始時間はブザーにてお知らせします。

（午後 2時50分）

（休 憩）

（午後 3時04分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第17 議案第78号 令和3年度御代田町

一般会計補正予算案（第5号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第17 議案第78号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の21ページ、お願いいたします。

議案第78号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第5号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

24ページ、お開き下さい。

令和3年度御代田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,023万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,945万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、第2表地方債補正による。

次の25ページからの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、本日配付しております資料番号3で説明させていただきます。

それでは、歳入です。

款11 地方交付税、項1 地方交付税です。補正額1億6,132万6,000円です。こちらは普通交付税交付額の決定による増額になります。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金です。補正額8,075万1,000円です。こちらにつきましては、来年開設予定の未満児の小規模保育所整備交付金、こちらについて、5,470万1,000円の国庫補助金を見込んでおります。その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、こちらについては、ワクチン接種事業に対する補助金の増額で、2,259万6,000円の増額を計上してございます。

款16 県支出金、項2 県補助金です。補正額868万8,000円です。こちらは子育て支援総合助成金事業補助金800万ということで、こちらが小規模保育園任意に対する県の補助金になります。

続きまして、款19 繰入金、項1 基金繰入金です。1,515万3,000円の増額をお願いしております。こちら令和2年度のふるさと納税寄附金、こちらの決算確定によりまして、ふるさと創生基金からの繰入金、今年度分を確定し増額するものでございます。

款22 町債につきましては、2,300万円の増加をお願いしまして、地方道路等整備事業債、こちらの追加を予定してございます。

歳入合計2億9,023万5,000円となっております。

続いて、裏の歳出、お願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費です。7,460万7,000円の増額をお願いしております。こちら繰り返しになりますが、小規模保育所の整備交付金としまして6,153万8,000円、国庫補助金で頂いた分と町からの補助金、あわせてこの額になります。それから、次の800万円につきましては、県の補助金を、またそれを補助として支出するものでございます。

款4の衛生費です。項1保健衛生費です。2,511万3,000円の増額をお願いしております。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料ということで、派遣看護師、スタッフですとか、そういった接種事業に対する委託料の増額で2,172万9,000円、お願いしております。それから、二つ下になります。インフルエンザワクチン予防接種費用補助金としまして、小中学生のワクチン接種に対しまして、105万円の補助を予定しております。

続いて、款6農林水産業費の項1農業費です。2,371万2,000円の増額でございます。こちらは国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金、こちらを活用した佐久浅間農協の野菜加工施設の増設、そういったものに対しまして、町の補助を2,371万2,000円行うものでございます。

款8土木費、項2道路橋梁費です。こちらは2,680万円の増額をお願いしまして、資料にある3路線の道路改良を予定してございます。

続きまして、款10教育費です。教育費につきましては、今年度の備品購入、それから委託業務、こういったものの完了したものがあまして、それに伴う減額が主なものでございます。

最後、款14の予備費につきましては、1億3,998万8,000円の増額としまして、歳入歳出を調整しております。

歳出合計で2億9,023万5,000円の増額補正をお願いしております。

予算書に戻りまして、予算書の28ページ、お願いいたします。

第2表、地方債補正です。

追加としまして、起債の目的は、地方道路等整備事業債でございます。限度額は2,300万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとしております。

説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。池田議員。

○10番（池田るみ君） 議席番号10番、池田るみです。2件について質問をいたします。

議案書のページ、38ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄のほうの030の01、18050、保育所等整備交付金6,153万8,000円と地域型保育事業設置促進事業補助金800万円について、町長より招集の挨拶でもありましたが、詳細もお願いいたします。

もう1件が、ページ、43ページ、款6農業水産業費、項1農業費、目3農業振興費、説明欄の010、01の18050の農業振興事業補助金2,371万2,000円、こちらについても、町長より招集挨拶でありましたが、詳細をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からは議案書38ページ、保育所等整備交付金につきまして、ご説明いたします。

午前中の町長の挨拶、また、先ほどの企画財政課長の説明でもありましたが、よろしく申し上げます。

こちらは令和4年度開設予定の小規模保育事業所2園の建設費用に対する補助金でございます。内訳でございますが、アンジュール保育園が2,628万9,000円、おおきなあれ保育園みよたが3,524万9,000円でございます。この補助金に対する補助率でございますが、国が3分の2、町が12分の1、残りが事業所負担となります。

次に、地域型保育事業設置促進事業補助金800万円でございますが、こちらも新設の小規模保育事業所2園の建設費用に対する長野県単独事業の補助金でございます。建設基準額に対しまして、8分の1以内の補助金でありまして、1園につき最高400万円となっております。予算につきましては、それぞれの保育園、2園ありますので、最高400万円ずつを補助する予算となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 農業振興事業補助金2,371万2,000円の内容につ

いて説明いたします。

こちらの振興事業補助金につきましては、佐久浅間農業協同組合が実施いたします基幹施設の導入計画に対して、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金が本年8月に採択となりまして、御代田町農業振興事業補助金交付要綱に基づきまして補助をいたします。本交付金は、産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、中心的な役割を果たす農業団体等が実施する基幹施設の導入を支援するものであり、佐久浅間農業協同組合では、野菜加工施設の再編計画に基づき、現在の小沼、馬瀬口の2か所に点在していた野菜加工施設を小沼1か所に集約いたします。既存の野菜加工センターを増設するとともに、新たにカット野菜の原料を保存する冷蔵施設と加工用の冷蔵設備を導入する計画となっております。

導入する基幹施設の事業費は、8億6,944万円から国庫補助45.5%に当たります3億9,520万円を差し引いた額に対して、5%に当たる2,371万2,000円を補助いたします。

説明につきましては以上です。

○議長（五味高明君） 池田議員。

○10番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。市村議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

今、ちょっと質疑あったわけですけど、ちょっとお聞きしたいわけですが、38ページの、先ほど民生費の款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費ということで、その保育所整備交付金ということで、建設に対する補助だということで内容は理解したんですけど、その2園の設置場所はどこになるのかをお願いしたいです。どこに造られるのかというのがちょっと1点、お聞きします。

もう一つが、ページ、44ページになります。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2の道路維持費の町道維持補修工事2,680万円の3路線ということでありましたけれども、ちょっとその内容、延長ですとか幅員ですとか、そこら辺の内容をお願いいたします。

ちょっと、これ、目2ではなかったのが大変申し訳ないんですけど、令和3年度、先ほどでも質問のときに決算で出ているわけですが、3年度、その当初予算整備計画でありました向原の橋ですよね、カーリング場、上っていったところの。そこら

辺の進捗状況というのはどうなっているのでしょうか。その点、お願いします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 設置場所でございますが、まず、アンジュール保育園につきましては、三ツ谷地籍の中にありますキョウシヨクさんという会社がございますが、その付近でございます。もう一個、おきくなあれ保育園みよたでございますが、塩野地籍に建設予定です。大谷地鉱泉さんを西側に少し行ったところで建設予定でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

ページ、44ページの款8土木費、項2道路橋梁費の関係でございますが、町道維持補修工事につきましては、先ほど町長の冒頭の挨拶にもございましたが、3本の町道の工事費2,680万円を見込んでございます。1本目は、浅間サンラインから清万橋を渡り、一里塚のベバリーヒル別荘地の北側に至る清万2号線の舗装修繕工事で、舗装幅が2.5m、延長が100mでございます。2本目は、児玉区内の県道借宿小諸線、杉の子幼稚園前の交差点、南側から有限会社オリオン精機前を経由し、飯綱タウン西側を通る飯綱鶴巻線の舗装修繕工事で、こちらは舗装幅が4m、延長が351mでございます。3本目は、西軽井沢地区の七口池北川を通る東台11号線、こちらも舗装修繕工事でございますが、舗装幅3.5m、延長297mを整備します。

向原橋の進捗状況につきましては、本年度は橋の上側の部分のみの工事として、7月に発注済みとなっておりますが、舗装打ち換え、路面防水工、伸縮装置補修工の工事内容で、11月末までに完了する予定でございます。鉄道の軌道空間に影響する橋の下側の部分でございますが、こちらは来年度に考えてございます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第79号 令和3年度御代田財産区特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第79号 令和3年度御代田財産区特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の48ページ、お願いいたします。

議案第79号 令和3年度御代田財産区特別会計補正予算案（第1号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

50ページ、お開きください。

令和3年度御代田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ174万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,432万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算の内容につきましては、令和3年8月24日開催の御代田財産区管理会で合意を得たものでございます。

次の51ページ、お願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入についてです。

款3繰越金、項1繰越金でございます。補正額174万円で、令和2年度からの繰越金になります。

歳入合計、同額の174万円でございます。

次の52ページ、お願いいたします。

歳出になります。

款 2 予備費、項 1 予備費でございます。こちらに 174 万円を増額しまして、歳出合計、同額の 174 万円の増額補正を計上してございます。

説明は以上になります。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 19 議案第 80 号 令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 19 議案第 80 号 令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の 57 ページ、お願いいたします。

議案第 80 号 令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 1 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 29 日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の 60 ページ、お願いいたします。

令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 140 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 435 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちらの補正予算につきましては、令和3年8月24日開催の小沼地区財産管理委員会、こちらのほうで合意を得たものでございます。

次の61ページ、第1表、歳入歳出予算補正、お願いいたします。

最初に、歳入でございます。

款3、項1繰越金でございます。補正額140万7,000円の増額で、こちら令和2年度からの繰越金でございます。

歳入合計、同額の140万7,000円です。

次の62ページ、お願いいたします。

歳出です。

款2、項1予備費です。こちら補正額を140万7,000円増額しまして、歳入合計、同額の140万7,000円としております。

補正の内容の説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第81号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第20 議案第81号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の67ページ、お願いいたします。

議案第81号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

70 ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,118万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億552万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

71 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款1、項1国民健康保険税、補正額2,048万7,000円の減額でございます。当初課税による調定額の確定に伴い、減額となっております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金484万1,000円の増額でございます。コロナ禍における特定保健指導等を適切に実施するために新設されました、特定保健指導推進事業補助金、こちらの計上が主な増額の理由となっております。この補助金につきましては、令和2年度の繰越しを財源としておりますので、令和3年度に限っての補助を行っております。

款4県支出金、項1県補助金454万8,000円の減額でございます。保健指導事業交付金の交付対象経費、こちらが改正されまして、正規職員の給与が非該当となってしまいました。会計年度任用職員の給与は対象であるため、そちらに切り替えるとともに、差額について減額をするものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金386万8,000円の減額でございます。こちらは令和3年度普通交付税の算定結果に基づきまして、額が確定しました財政安定化支援事業繰入金、こちらの減額と、交付対象経費の改正に伴い、保健指導事業交付金の対象外となった職員給与に対する職員給与等繰入金、こちらの減額となっております。

款7、項1繰越金、令和2年度決算確定に伴まして、9,524万8,000円の増額でございます。

歳入合計7,118万6,000円の増額補正となっております。

72ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正額47万8,000円の減額でございます。こちらは予定していましたシステム改修が不要となったための減額でございます。

款3国民健康保険事業費納付金、こちらは財源の変更となっております。

款4保険事業費、項1特定健康診査等事業費287万9,000円の増額でございます。主に歳入でもご説明しましたが、保健指導事業交付金の交付対象経費の改正に伴いまして、対象となります会計年度任用職員の給与を一般会計から組み替える内容の補正となっております。

項2保健事業費673万4,000円の減額でございます。こちらも交付金の交付対象経費の改正に伴いまして、人件費1名分を一般会計に組み替えるための補正となっております。

款6、項1基金積立金7,000万円を増額し、基金に積み立てるものでございます。

款7、項1予備費551万9,000円の増額となっております。

歳出合計7,118万6,000円の増額補正でございます。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第82号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第21 議案第82号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の81ページをお願いいたします。

議案第82号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第

2号) について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

84ページをお願いいたします。

令和3年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,144万9,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,532万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

85ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、補正額22万4,000円の増額でございます。包括支援センターに関わっています高齢者の方から、包括で使ってほしいとご寄附を頂きました。検討の結果、支援システムと訪問先への持ち出しの可能なパソコンを購入することとしてございます。総事業費は寄附金額を超えておりますけれども、超過分を地域支援事業に組み込むことで、国、県の負担を得ることができることからの増額となっております。国庫負担分としましての増額でございます。

款6県支出金、項1県負担金158万円の増額でございます。こちらは介護給付費県負担金確定に伴います、追加交付分となっております。

項2県補助金11万2,000円の増額でございます。こちらは国庫同様、寄附金に関連するシステム購入等の県負担分の計上となっております。

款8繰入金、項1他会計繰入金111万2,000円の増額でございます。寄附金に関連するシステム購入等の町負担分の11万2,000円と、一般会計で受けました寄附金100万円の計上でございます。

款 9、項 1 繰越金、令和 2 年度決算確定に伴い、3,842 万 1,000 円の増額でございます。

歳入合計 4,144 万 9,000 円の増額となっております。

86 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 項 1 保険給付費、補正額 14 万円の増額でございます。特定入所者介護予防サービス費の増額で、利用者の増に伴うものでございます。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業任意事業費 158 万 4,000 円の増額となっております。こちらが包括支援用のシステムの借り上げ料、それからパソコンの購入費用となっております。

項 3 一般介護予防事業 5,000 円は、こちらは介護予防教室講師の費用弁償の増額補正でございます。

款 5、項 1 諸支出金 600 万 4,000 円の増額でございます。前年度実績に伴い、国支払基金、県、それぞれの返還金の増額補正となっております。

款 6、項 1 予備費 3,371 万 6,000 円の増額でございます。

歳出合計 4,144 万 9,000 円の増額となっております。

説明につきましては以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 22 議案第 83 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 22 議案第 83 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 93 ページをご覧ください。

議案第 83 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第

1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出します。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

次の96ページをご覧ください。

令和3年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,767万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、第2表地方債補正による。

次の97ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。上から順に補正額を申し上げます。

款3繰入金、項1他会計繰入金50万2,000円の減額は、一般会計からの繰入金でございます。

款4繰越金280万2,000円の増額は、前年度繰越額の確定によるものでございます。

款6町債4,350万円の増額は、下水道管渠工事に対する事業債でございます。

したがって、歳入合計は4,580万円を増額し、総額7億8,767万7,000円となります。

次の98ページをご覧ください。

歳出です。

款1土木費、項1都市計画費、補正額4,580万円の増額は、町長の挨拶にもありましたが、ベバリー、一里塚、三ツ谷、栄町、西軽井沢地区の住宅やアパート等の新築箇所が大幅に増えたことに伴う下水道管渠整備及び公共ますの設置工事費でございます。

款2公債費につきましては、一般会計からの繰入れの財源を変更します。

したがいまして、歳出合計は4,580万円を増額し、総額7億8,767万7,000円となります。

次の99ページをご覧ください。

第2表、地方債補正。

変更します。起債の目的は、公共下水道事業です。

補正前の限度額を1,990万円から4,350万円増額し、補正後の限度額を6,340万円とします。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第84号 令和3年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第23 議案第84号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書104ページをご覧ください。

議案第84号 令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出します。

令和3年9月29日 提出

御代田町長 小園拓志

次の106ページ、107ページをご覧ください。

令和3年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和3年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用としまして7万7,000円の増額は、上下水道工具係が使用している公用車の車検時に生じたマフラー交換修理により、予定以上の支出となり、需用費の中で利用しましたが、それに充てた不足分の増額をお願いします。

第2項営業外費用及び第4項予備費につきましては、増減はありません。

したがって、補正額の合計は7万7,000円の増額で、総額1億7,350万9,000円となります。

第2条 資本的収入及び第3条 職員給与費につきましては、今回、補正額はございません。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第66号から議案第84号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合でこれをあらかじめ延長します。

―――日程第24 報告第6号 令和2年度御代田町財政健全化判断比率

及び資金不足比率の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第24 報告第6号 令和2年度御代田町財政健全化判断比

率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書の110ページをお願いいたします。

報告第6号 令和2年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化に関する比率を別紙のとおり報告する。

令和3年9月29日

御代田町長 小園拓志

次の111ページの報告書をお願いいたします。

初めに、1の健全化判断比率についてです。

実質赤字比率は、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。

当町の普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、小沼地区財産管理特別会計の3会計で構成されており、その普通会計の収支決算が黒字であるため、実質赤字比率の算定結果は数値なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率は、御代田町全体の赤字額の標準財政規模に対する割合をいうものです。一般会計及び特別会計9会計と御代田小沼水道事業会計、全ての収支決算が黒字のため、連結実質赤字比率の算定結果は、こちらも数値なしとなっております。

次に、実質公債費比率です。

こちらは御代田町全体と、佐久広域連合や浅麓環境施設組合、こちらへの一部事務組合を含めた公債費負担の割合をいうもので、標準的な財政規模に対して実質的に公債費として支出した額の割合を算定しているものです。一般会計の公債費のほか、町特別会計や広域連合など一部事務組合へ支出している繰出金や負担金のうち、実質的に公債費へ充当している、こういった額を用いて算定しております。

平成30年度から令和2年度の3か年の平均で12.6%となり、昨年度と比較すると0.8ポイント減少しております。こちらにつきましては、年々、公債費が減少したことにより0.8ポイントの減少となったものでございます。

一般会計の公債費につきましては、償還のピークが平成30年度となっているため、今後も減少していくことと見込んでおります。

次に、将来負担比率。

こちらは町全体と一部事務組合、土地開発公社などの持つ負債のうち、基金や特定収入で賄い切れない部分を、標準財政規模に対する割合をいうものでございます。町の将来負担が見込まれる額に対し、基金残額や将来充当可能な財源が上回るため、こちらの将来負担比率は数値なしとなっております。

続きまして、2の資金不足比率ですが、公営企業会計、それぞれ4会計において、単年度資金に資金不足が生じていないため、こちらも数値なしとなっております。

報告内容の説明については以上です。

○議長（五味高明君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。泉代表監査委員。

（代表監査委員 泉喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉喜久男君） すみません、またマスク外させていただきます。

監査委員を代表して、財政健全化法に定める審査結果のご報告を申し上げます。

財政健全化法は、10年以上前の、いわゆる夕張事件を契機として制定されました。同法は、第2の夕張を防ぐため、各自治体状況の財政状態を早い段階から把握するためにできた制度です。その骨子は、収支が赤字か否か、公債等の借入れが財政規模に比較して多すぎないかのチェックにあります。具体的には、財政健全化法第3条で一般会計等の健全化について審査を、同法第22条で公営企業の収支が経営健全化から見て資金不足に問題がないか否かの審査を監査委員に要請しているところであります。

先般来、決算審査認定の説明の中で、一番最後に実質収支に関する調書という欄を各会計単位ごとに言って、そのときには上から歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額というのが乗っかっていたと思うんですが、これについて、いずれも歳入のほうが多かったという結果を、先ほど来、説明されていたことを頭に入れておいていただきたいと思います。

まず、第3条関係の審査意見書は、お手元定例会資料の、最後のほうの112ペー

ジに記載してございます。

私と議会選出の小井土監査委員とは、地方公共団体の財政健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長より提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を、慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。

健全化判断比率算定の基礎となる、関係書類の審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が法令に準拠して適正に作成されているか、また、この資料に基づいて算定した健全化判断比率は、正確なものであるかについて主眼を置いて、財政の健全化の審査を行いました。

次に、審査の結果であります。

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。

財政の健全化は、財政収支が赤字か否かと、公債費の額が妥当な範囲にあるか否かの面から判断することとされています。

個別に申し上げますと、令和2年度の御代田町の一般会計、健全化法による特別会計の一部を加算した、一般会計等の実質収支はいわゆる黒字であり、実質赤字は計上されておりません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率と、町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字数値が、先ほど来、申し上げているようにありませんでしたので、算定はされておりません。

次に、実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数です。当期は、指数比率が12.6と、前年比0.8%の減少となりましたが、過去の元金償還減によるもので、特段、問題はないものと判断いたしました。また、政令で定める財政健全化計画を作成すべき比率は25%ですので、これも問題となりません。

なお、公債費比率は、3か年の単年度数値の単純平均値として算定されますが、各年度の数値は決算書後半部分の決算説明資料6ページに過去5年分が記載されていますので、ご参照いただければと存じます。

また、起債許可基準は18%ですから、これについても問題はございません。

さらに、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります。将来負担比率ですが、これも分子となる将来負担額の数値が財政調整基金等の残額が相当額あることから算定されております。いわゆる貯金がたくさんありましたということです。

また、財政健全化計画を作成すべき基準は350%なので、当然ながらこれにつきましても問題はございません。

ちなみに、将来負担比率の全国平均が30%前後にもかかわらず、夕張事件当時の同市の将来負担比率は1,164%で、まさに異常な状況だったわけであります。

以上が財政健全化第3条の審査意見であります。

意見の中の4つの健全化比率の定義につきましては、お手元にお持ちの議員さんもいらっしゃると思いますが、議員ハンドブックの末尾に要約したものが掲載されておりますので、機会がありましたら、ご参照いただきたいと思います。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業、水道事業のことで、基金不足比率について申し上げます。

第22条関係の意見書、お手元定例会資料114ページに記載されております。

この審査に当たりましても、健全化法第3条、健全化判断比率の審査に準じて、所要の審査手続を実施いたしました。その結果、水道事業や下水道事業等、5つの公営企業はいずれも資金収支に問題がなく、資金不足は生じておりません。このため、法令に基づき算定される、事業の規模に対する資金不足比率についても、数値が算出されてございません。

以上の結果、財政健全化法第3条及び第22条に関連して、経営健全化の見地から、是正、改善を要すると指摘すべき事項は特段ございませんでした。

なお、ただいま申し上げた審査意見は、私と小井土監査委員が健全化法第3条第2項に定める合議により決定したものでありますことを、念のため申し添えて報告を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（五味高明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、令和2年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

―――日程第25 報告第7号 御代田町国民保護計画の変更について―――

○議長(五味高明君) 日程第25 報告第7号 御代田町国民保護計画の変更についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書の115ページをご覧ください。

報告第7号 御代田町国民保護計画の変更について

御代田町国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項にて準用される同条第6項の規定により報告する。

令和3年9月29日

御代田町長 小園拓志

平成16年の国民保護法施行に伴いまして、都道府県及び市町村においてはそれぞれ国民保護計画を作成することが義務づけられ、御代田町では平成19年3月に御代田町国民保護計画を策定いたしました。

国民保護計画は、武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危機が切迫していると認められる事態において、町民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にすることを目的としております。

国の基本指針や長野県国民保護計画の変更を受け、本年3月に変更を行っております。

主な内容につきましては、国の基本指針等の変更によりまして、安否情報の収集、整理、報告及び提供において、消防庁が運用する安否情報システムを使用することを明記したこと。国の現地対策本部長が武力攻撃事態等の合同対策協議会を開催する場合、当協議会へ参加し、情報交換や相互協力をするを追加したこと。また、

緊急情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システムの運用開始に伴い、これらを明記したことなどであります。また、これらに加えまして、役場の移転や町の組織改正などに伴う変更を行っております。

このたび、長野県との協議が済んだため、本議会で報告をさせていただきます。

以降、116ページから134ページにつきましては、今回変更した67か所の新旧対照表となっております。

また、変更後の国民保護計画につきまして、今回議案書に添付をさせていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（五味高明君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

以上、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、明日は議案調査となっております。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時05分